
第3編 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

【案】

令和3年1月

綾川町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画策定の背景	2
第4節 計画の推進と進行管理	4
第5節 日常生活圏域の設定	5
第2章 綾川町の高齢者についての現状	6
第1節 人口の推計	6
第2節 要介護認定者数と認定率の推計	7
第3節 介護保険事業の現状	8
第4節 アンケート調査からみた高齢者の現状	15
第3章 計画の基本的方向	24
第1節 基本理念	24
第2節 基本目標と基本施策	25
第3節 自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定	29
第4章 分野別施策の展開	30
第1節 支えあう介護予防のまち	30
第2節 暮らしを支えるまち	46
第3節 介護保険サービスが円滑に提供されるまち	53
第5章 介護保険事業量の見込みと給付費の推計	58
第1節 介護保険サービス量の見込み	58
第2節 介護保険給付費等の見込み	60
第3節 第1号被保険者介護保険料の設定	64

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

わが国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少過程に入っており、国の将来推計では、今後、人口減少はさらに加速し、高齢化はますます進行することが想定されます。このような状況において、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年頃、生産年齢人口が大きく減少する一方で高齢者人口はピークを迎えることが見込まれており、特に介護需要が高まる85歳以上人口については、令和22(2040)年には1,000万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、とりわけ団塊の世代全体が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する令和22(2040)年を見据えた対応が大きな課題となっています。

大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化の進展、認知症高齢者の増加など、地域社会において高齢者を取り巻く環境が大きく変化することが想定されます。

本町においては、「安らぎを感じ、いきいきと暮らすまち」を基本理念に掲げ、平成30年度～令和2年度を計画期間とする「綾川町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

こうした「綾川町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の基本的な方向性と成果を継承しつつ、長期的視点においては、令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据え、地域包括ケアシステムの構築やさらには地域共生社会の実現を目指すとともに、今後3年間の具体的な施策・取組を進めるための指針となる計画として、『綾川町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定します。

第2節 計画の期間

綾川町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度(令和)						
2	3	4	5	6	7	8
第7期	高年齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画			第9期		

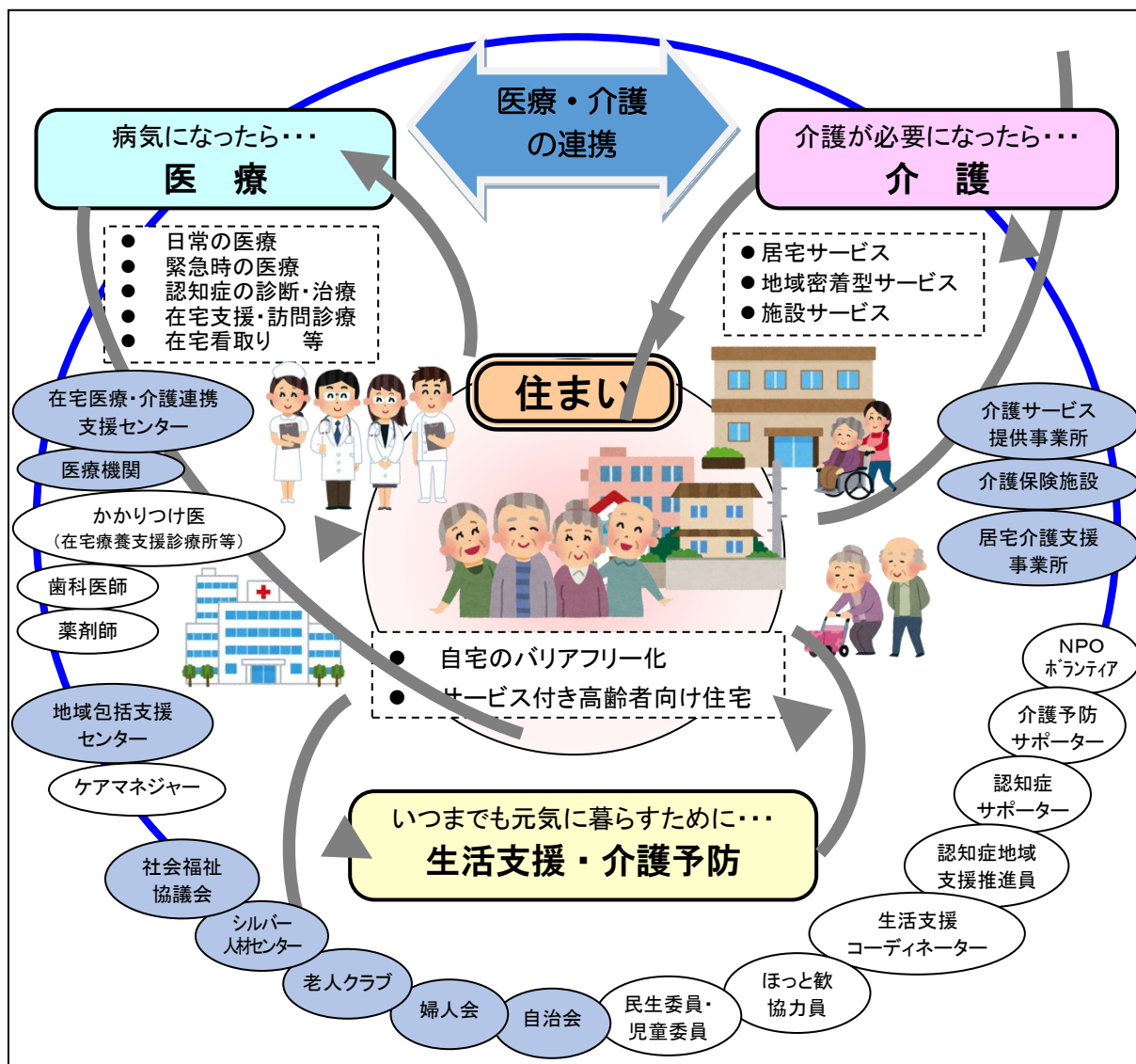
第3節 計画策定の背景

1 「地域包括ケア」の必要性

高齢期を迎えた人たちが、元気で自立しているときも、介護が必要な状態になっても、一人ひとりがそれぞれの持てる力を活かしながら、安心して地域で住み続けられるまちづくりが求められます。そのため、国では、「地域包括ケア」をキーワードにおきながら、施策の充実を目指しています。

「地域包括ケア」は、急病や病態の急変などがあってもすぐに対応してもらえたり、介護が必要になっても対応してもらえるだけでなく、健康を維持しつつ生きがいを持って毎日が過ごせるような、地域活動や介護予防などの仕組みも含めた、地域の助け合いのシステムといえます。綾川町の地域特性、住民ニーズに応じた「地域包括ケア」をイメージし、多職種協働でその実現を目指していくことが重要です。

「地域包括ケア」のイメージ



2 制度改正の概要

3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第8期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載を充実する事項は次表の7項目となります。

基本指針による記載を充実する事項	内容
1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○2025・2040年を見据えた推計人口等から導かれる介護需要等を勘案したサービス基盤、人的基盤を踏まえた計画の策定
2. 地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	○一般介護予防事業の推進に関する「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組 ○総合事業の対象者や単価の弾力化 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ○在宅医療・介護連携の推進（看取りや認知症への対応強化等） ○要介護・要支援者へのリハビリテーションの目標 ○PDCAサイクルに沿った推進
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 ○整備に当たって有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	○「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 ○教育や地域づくり等、他の分野との連携
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策 ○総合事業等の担い手確保に関する取組 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組
7. 災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

第4節 計画の推進と進行管理

1 計画の推進方針

(1) 「令和7年(2025年)」「令和22年(2040年)」を見据えた施策展開

「団塊の世代」の人たちが75歳以上となる令和7年(2025年)、「団塊ジュニア世代」の人たちが65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、町の将来像を描きながら、そこへ至るステップとして本計画の施策を展開します。

(2) 介護保険法の一部改正への対応

地域包括ケアシステムの構築とともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険制度の改正について、その円滑な対応に努めます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進と評価

地域包括ケアシステムに不可欠な構成要素である「医療・介護の連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「介護予防の推進」、「多様な担い手による生活支援サービスの提供」、「高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者の住まいの整備」、「認知症総合支援」等について、各要素の施策の進捗を定期的に評価しつつ、必要な見直しを行って、さらに施策を推進します。

2 「PDCAサイクル」の確立

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況を把握し、点検・評価を行い、広報紙や町ホームページ等で公表していきます。



第5節 日常生活圏域の設定

介護予防と地域に密着した介護保険サービスは住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であり、介護サービス基盤の整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。

このため、本町においては日常生活圏域を1圏域に設定しています。第8期計画期間においても、これまでと同様に、日常生活圏域は1圏域の体制とします。

第2章 綾川町の高齢者についての現状

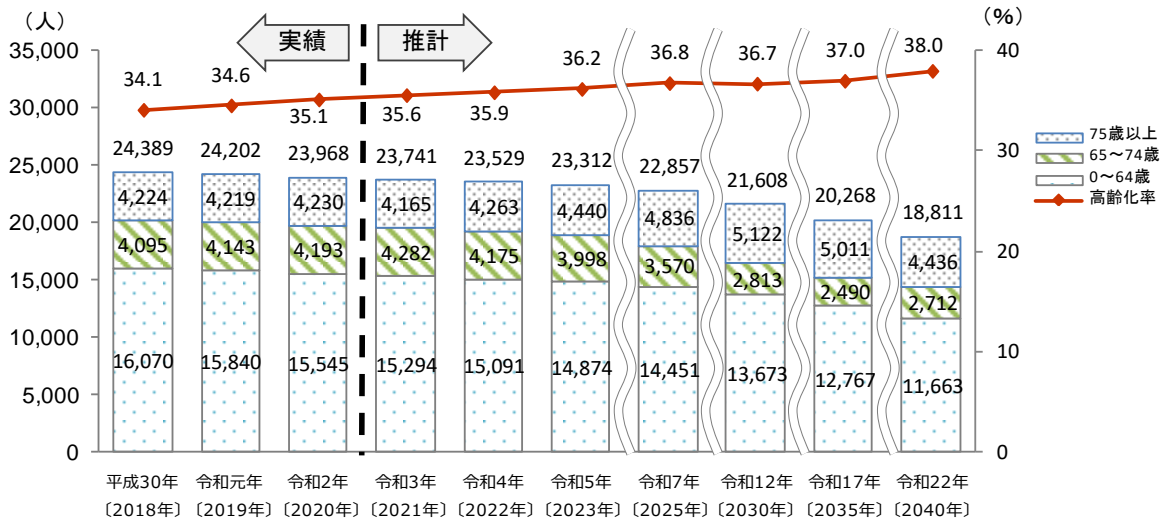
第1節 人口の推計

住民基本台帳による綾川町の令和2年10月1日の総人口は23,968人、高齢者数は8,423人、高齢化率は35.1%となっています。

コーホート変化率法により将来人口を推計した結果、総人口は令和5年に23,312人、令和22年には18,811人と減少していき、高齢者数も令和5年に8,438人、令和22年に7,148人と減少していくことが推計されています。

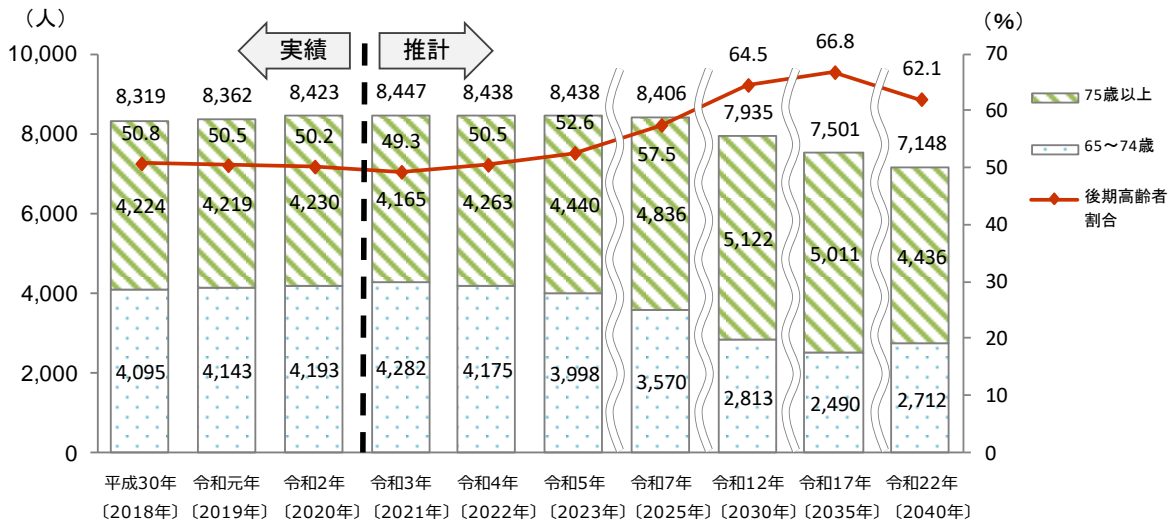
高齢化率は令和5年に36.2%、令和22年に38.0%と増加していくと推計されます。

人口の推移



平成30～令和2年は住民基本台帳（各年10月1日）／令和3年以降は推計値

高齢者数（前期・後期）と後期高齢者割合の推移



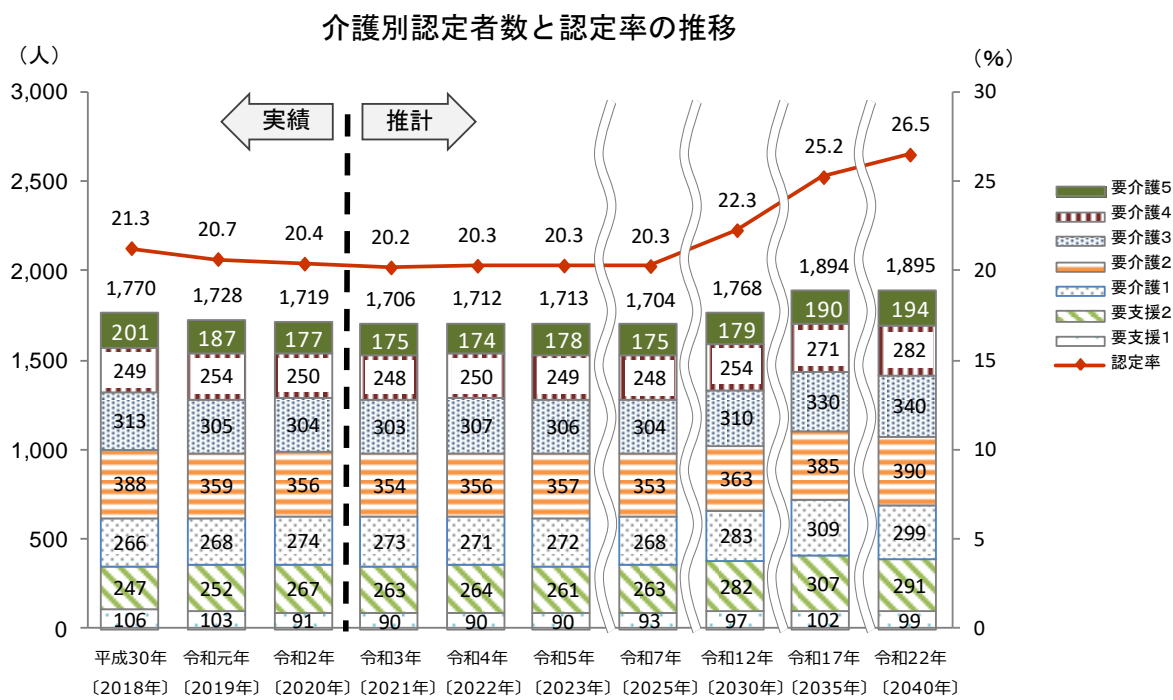
平成30～令和2年は住民基本台帳（各年10月1日）／令和3年以降は推計値

第2節 要介護認定者数と認定率の推計

要介護認定者数については令和5年で1,713人、令和22年で1,895人となっており、今後も増加する推計となっています。

第1号被保険者に対する要介護認定者の比率（認定率）については、令和7年頃までは、20.3%前後を横ばいで推移することが予測されています。

要介護度別認定者数については、令和2年と令和5年では横ばいで推移しているが、令和5年と令和22年の変化では、全ての要介護度で認定者数が増加しています。



平成30～令和2年度は実績値（各年9月末現在）／令和3年以降は推計値
認定者数及び認定率は第1号被保険者が対象

第3節 介護保険事業の現状

1 給付実績の推移

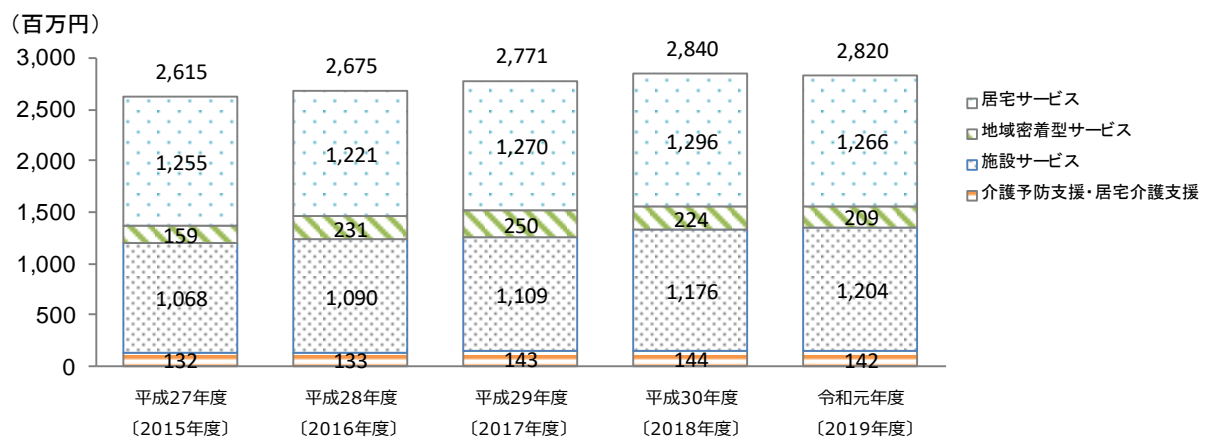
施設サービスは、増加傾向で推移しています。一方、居宅サービス、介護予防支援・居宅介護支及び合計値では、令和元年度にやや減少しています。地域密着型サービスでは、平成30年度以降減少傾向となっています。

給付実績の推移

単位：百万円	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅サービス	1,255	1,221	1,270	1,296	1,266
地域密着型サービス	159	231	250	224	209
施設サービス	1,068	1,090	1,109	1,176	1,204
介護予防支援・居宅介護支援	132	133	143	144	142
合計	2,615	2,675	2,771	2,840	2,820

※端数処理（百万円未満四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがあります（以下同じ）。

給付実績の推移



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

2 サービス別給付費の推移

全体としては、横ばい傾向で推移しています。サービス種別で見ると全体の約4割のサービスが減少傾向となっていますが、施設サービスや通所介護など、給付額の大きなサービスが増加傾向になっており、全体として横ばいとなっています。

サービスごとの給付実績の推移

(千円)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	傾 向
居宅サービス	小計	86,215	86,633	102,213	59,552	61,100	横ばい傾向
	介護予防訪問介護	16,008	15,244	11,783			—
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	—
	介護予防訪問看護	1,656	2,735	4,311	8,706	7,743	増加傾向
	介護予防訪問リハビリテーション	125	80	122	190	48	減少傾向
	介護予防居宅療養管理指導	527	637	824	615	898	増加傾向
	介護予防通所介護	33,627	31,390	22,247			—
	介護予防通所リハビリテーション	20,084	20,339	23,597	29,970	35,589	増加傾向
	介護予防短期入所生活介護	192	619	23,083	1,092	261	減少傾向
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	23	0	減少傾向
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	—
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)				0	0	—
	介護予防福祉用具貸与	8,582	8,714	9,046	11,991	11,164	増加傾向
	特定介護予防福祉用具購入費	666	711	268	654	609	減少傾向
	介護予防住宅改修	4,017	3,232	4,587	3,820	2,775	減少傾向
介護予防特定施設入居者生活介護	731	2,932	2,345	2,491	2,013	減少傾向	
地域密着型サービス	小計	1,525	1,627	193	203	1,594	増加傾向
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,417	1,627	193	203	1,594	増加
	介護予防認知症対応型共同生活介護	108	0	0	0	0	—
介護予防支援	12,906	12,430	10,818	9,799	10,076	増加傾向	
合 計	100,647	100,691	113,224	69,555	72,770	横ばい傾向	

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(千円)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	傾 向
居宅サービス	小計	1,169,165	1,129,036	1,188,899	1,236,530	1,205,109	横ばい傾向
	訪問介護	135,577	146,137	150,265	161,182	147,498	減少傾向
	訪問入浴介護	16,121	15,041	16,163	13,415	10,672	減少傾向
	訪問看護	46,458	49,607	54,333	59,933	66,635	増加傾向
	訪問リハビリテーション	3,043	2,494	1,687	3,806	2,768	横ばい傾向
	居宅療養管理指導	17,494	18,718	19,095	19,537	20,081	増加傾向
	通所介護	382,796	338,731	368,722	358,343	381,881	増加傾向
	通所リハビリテーション	234,379	231,472	236,955	230,290	225,162	横ばい傾向
	短期入所生活介護	175,604	175,205	184,280	221,854	190,968	減少傾向
	短期入所療養介護(老健)	9,042	11,987	15,996	17,863	15,002	横ばい傾向
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	—
	短期入所療養介護(介護医療院)				0	0	—
	福祉用具貸与	81,541	83,091	86,417	89,447	93,694	増加傾向
	特定福祉用具購入費	3,346	3,260	3,623	2,632	3,257	増加傾向
	住宅改修費	8,639	6,802	9,935	7,552	4,699	減少傾向
	特定施設入居者生活介護	55,125	46,491	41,428	50,676	42,792	減少傾向
地域密着型サービス	小計	157,959	229,484	273,014	223,797	207,119	減少傾向
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	937	887	0	0	0	—
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	824	2,684	増加傾向
	地域密着型通所介護		81,577	103,459	68,374	60,913	減少傾向
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	—
	小規模多機能型居宅介護	53,308	45,877	65,094	54,778	42,080	減少傾向
	認知症対応型共同生活介護	103,714	101,143	104,461	99,821	101,442	横ばい傾向
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	—
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	—
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	—
施設サービス	小計	1,067,735	1,090,153	1,099,870	1,175,900	1,203,688	増加傾向
	介護老人福祉施設	680,758	679,075	667,067	708,572	724,334	増加傾向
	介護老人保健施設	330,951	357,558	381,979	419,826	420,263	増加傾向
	介護医療院				7,792	15,307	増加傾向
	介護療養型医療施設	56,026	53,520	50,824	39,710	43,784	増加傾向
居宅介護支援	119,372	120,179	133,694	134,352	131,670	横ばい傾向	
合 計	2,514,231	2,568,850	2,695,47	2,770,579	2,747,585	横ばい傾向	

3 給付実績値と計画値の比較（平成 30 年度）

実績値と計画値を比較して115%を超えているサービスは、「介護予防訪問看護」「介護予防通所リハビリテーション」「特定介護予防福祉用具購入費」「訪問リハビリテーション」となっています。

一方、85%を下回っているサービスは、「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」「特定福祉用具購入費」「住宅改修費」「地域密着型通所介護」「介護療養型医療施設」となっています。

給付実績値と計画値の比較（平成 30 年度）

(千円)		平成 30 年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	59,552	54,817	109%
	介護予防訪問入浴介護	0	0	-
	介護予防訪問看護	8,706	5,012	174%
	介護予防訪問リハビリテーション	190	214	89%
	介護予防居宅療養管理指導	615	1,160	53%
	介護予防通所リハビリテーション	29,970	25,452	118%
	介護予防短期入所生活介護	1,092	4,817	23%
	介護予防短期入所療養介護(老健)	23	0	-
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	介護予防福祉用具貸与	11,991	10,515	114%
	特定介護予防福祉用具購入費	654	513	127%
	介護予防住宅改修	3,820	4,084	94%
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,491	3,050	82%
地域密着型サービス	小計	203	1,165	17%
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	203	1,165	17%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-
介護予防支援		9,799	11,603	84%
合 計		69,555	67,585	103%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(千円)		平成 30 年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	1,236,530	1,267,435	98%
	訪問介護	161,182	174,939	92%
	訪問入浴介護	13,415	13,370	100%
	訪問看護	59,933	53,728	112%
	訪問リハビリテーション	3,806	2,328	163%
	居宅療養管理指導	19,537	18,859	104%
	通所介護	358,343	380,418	94%
	通所リハビリテーション	230,290	260,047	89%
	短期入所生活介護	221,854	194,534	114%
	短期入所療養介護(老健)	17,863	17,881	100%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	福祉用具貸与	89,447	86,130	104%
	特定福祉用具購入費	2,632	4,191	63%
	住宅改修費	7,552	11,341	67%
	特定施設入居者生活介護	50,676	49,669	102%
地域密着型サービス	小計	223,797	274,043	82%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-
	夜間対応型訪問介護	824	0	-
	認知症対応型通所介護	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	54,778	64,542	85%
	認知症対応型共同生活介護	99,821	100,552	99%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-
	地域密着型通所介護	68,374	108,949	63%
施設サービス	小計	1,175,900	1,105,679	106%
	介護老人福祉施設	708,572	672,274	105%
	介護老人保健施設	419,826	380,841	110%
	介護医療院	7,792	0	-
	介護療養型医療施設	39,710	52,564	76%
居宅介護支援		134,352	134,341	100%
合 計		2,770,579	2,781,498	100%

4 給付実績値と計画値の比較（令和元年度）

実績値と計画値を比較して115%を超えているサービスは、「介護予防訪問看護」「介護予防通所リハビリテーション」特定介護予防福祉用具購入費」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「訪問看護」となっています。

一方、85%を下回っているサービスは、「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防住宅改修」「介護予防特定支援入居者生活介護」「訪問介護」「訪問入浴介護」「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護（老健）」「福祉用具貸与」「特定福祉用具購入費」、「住宅改修費」、「特定施設入所生活介護」「介護療養型医療施設」となっています。

給付実績値と計画値の比較（令和元年度）

(千円)		令和元年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	61,100	58,933	104%
	介護予防訪問入浴介護	0	0	-
	介護予防訪問看護	7,743	5,658	137%
	介護予防訪問リハビリテーション	48	234	21%
	介護予防居宅療養管理指導	898	1,410	64%
	介護予防通所リハビリテーション	35,589	27,288	130%
	介護予防短期入所生活介護	261	5,783	5%
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	介護予防福祉用具貸与	11,164	10,912	102%
	特定介護予防福祉用具購入費	609	513	119%
	介護予防住宅改修	2,775	4,084	68%
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,013	3,051	66%
地域密着型サービス	小計	1,594	1,166	137%
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,594	1,166	137%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-
介護予防支援		10,076	11,079	91%
合 計		72,770	71,178	102%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(千円)		令和元年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	1,205,109	1,337,922	90%
	訪問介護	147,498	190,312	78%
	訪問入浴介護	10,672	15,280	70%
	訪問看護	66,635	53,543	124%
	訪問リハビリテーション	2,768	2,429	114%
	居宅療養管理指導	20,081	19,248	104%
	通所介護	381,881	396,609	96%
	通所リハビリテーション	225,162	277,424	81%
	短期入所生活介護	190,968	208,710	91%
	短期入所療養介護(老健)	15,002	20,526	73%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	福祉用具貸与	93,694	86,834	73%
	特定福祉用具購入費	3,257	4,191	78%
	住宅改修費	4,699	11,341	41%
	特定施設入居者生活介護	42,792	51,475	83%
	地域密着型サービス	小計	207,119	289,545
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	-
夜間対応型訪問介護		2,684	0	-
認知症対応型通所介護		60,913	0	-
小規模多機能型居宅介護		0	67,605	-
認知症対応型共同生活介護		42,080	100,597	90%
地域密着型特定施設入居者生活介護		101,442	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	-
地域密着型通所介護		0	121,343	-
施設サービス	小計	1,203,688	1,106,173	109%
	介護老人福祉施設	724,334	672,575	108%
	介護老人保健施設	420,263	381,011	110%
	介護医療院	15,307	0	-
	介護療養型医療施設	43,784	52,587	83%
居宅介護支援		131,670	135,308	97%
合 計		2,747,585	2,868,948	96%

第4節 アンケート調査からみた高齢者の現状

1 アンケート調査の概要

急速に高齢化が進む綾川町において、要介護認定を受けられていない方の生活状況や施策ニーズを把握するため、及び在宅介護の実態や介護離職の現状を把握するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2種のアンケート調査を実施しました。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、令和2年2月に郵送により実施し、「在宅介護実態調査」は、平成31年3月以降に認定調査の対象となる方に対し、要介護認定調査時における聞き取りにより実施しました。

アンケート調査の実施状況

調査票の種類	対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	町内にお住まいの65歳以上の方で、要介護（要介護1から要介護5）の認定を受けられていない方	郵送	1,000票	756票	75.6%
在宅介護実態調査	町内にお住まいの65歳以上の方で、在宅において要介護（要支援）を受けられている方	聞き取り		188票	

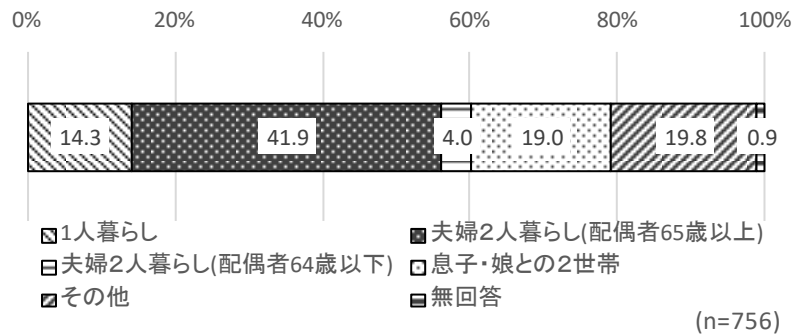
2 アンケート調査結果の留意点

- 設問の中には前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- 設問には1つのみ答える単数回答（SA：シングルアンサー）と、複数回答（MA：マルチアンサー）があります。MAの集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しています。
- 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

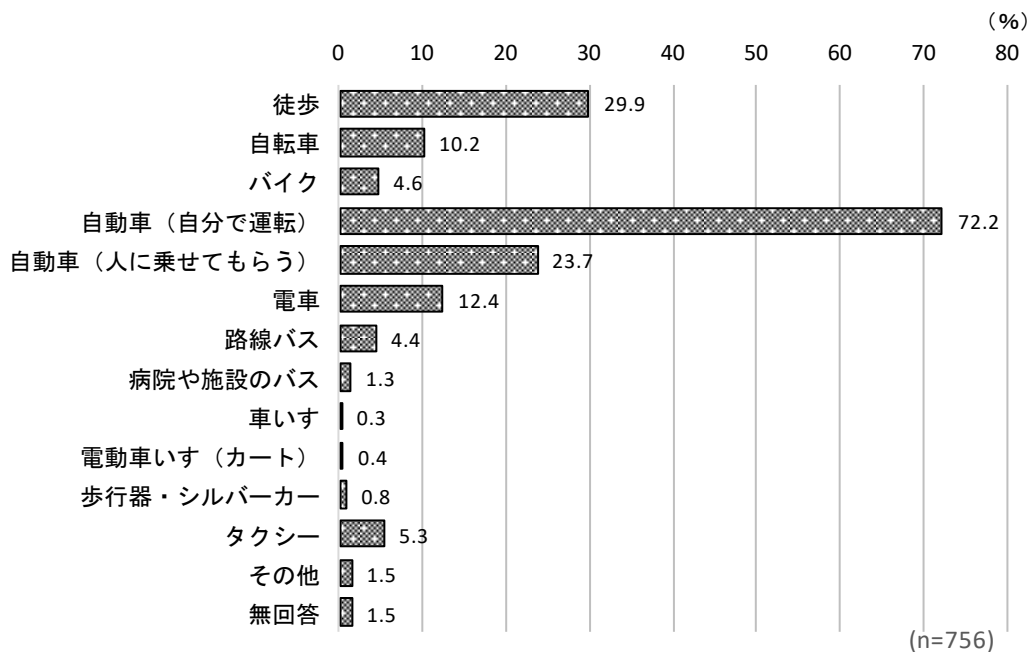
(1) 家族構成

・家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が317人（41.9%）が最も多くなっています。「1人暮らし」の108人（14.3%）と合わせると、高齢者のみの世帯は425世帯（56.2%）と半数以上になっています。



(2) 外出する際の移動手段

・外出時の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が546人（72.2%）で最も多くなっています。以下、「徒歩」が226人（29.9%）、「自動車（人に乗せてもらう）」が179人（23.7%）、「電車」が94人（12.4%）と続いています。

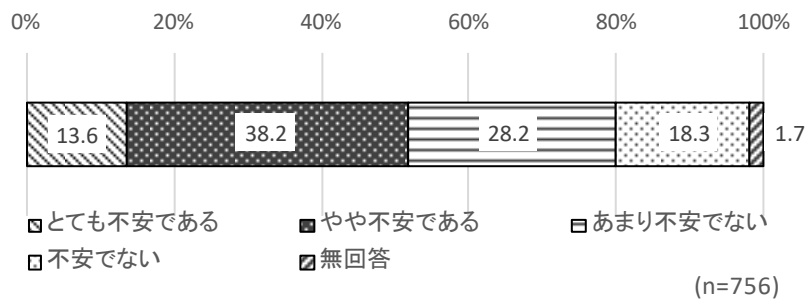


(3) 転倒に対する不安

・転倒に対する不安については、「やや不安である」が289人(38.2%)で最も多くなっています。「とても不安である」103人(13.6%)と「やや不安である」を合わせると392人(51.8%)となり、半数以上になっています。

・男女別でみると、「できない」と回答した人は、男性で13.4%、女性で25.7%となっており、女性のほうが男性よりも大きい値になっています。

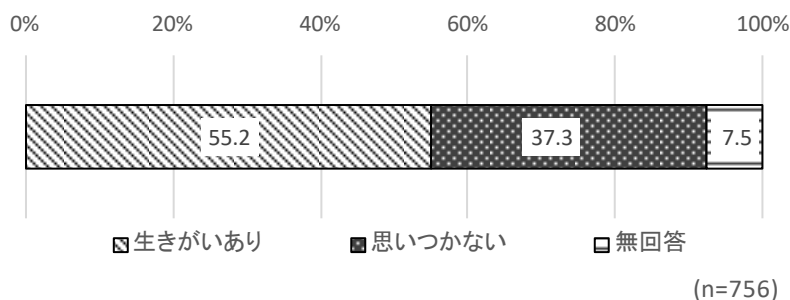
・年齢別でみると、「とても不安である」「やや不安である」と回答した人は、80代から増加し、80代後半では合計で8割以上が該当しています。



		合計	できるし、している	できるけどしていない	できない	無回答
全体		756	427	171	149	9
		100.0%	56.5%	22.6%	19.7%	1.2%
性別	男性	351	225	74	47	5
		100.0%	64.1%	21.1%	13.4%	1.4%
	女性	370	183	88	95	4
		100.0%	49.5%	23.8%	25.7%	1.1%
年齢(5段階)	65~69歳	184	133	36	13	2
		100.0%	72.3%	19.6%	7.1%	1.1%
	70~74歳	203	133	48	21	1
		100.0%	65.5%	23.6%	10.3%	0.5%
	75~79歳	166	86	41	38	1
	100.0%	51.8%	24.7%	22.9%	0.6%	
	80~84歳	86	33	20	30	3
	100.0%	38.4%	23.3%	34.9%	3.5%	
	85歳以上	82	23	17	40	2
	100.0%	28.0%	20.7%	48.8%	2.4%	

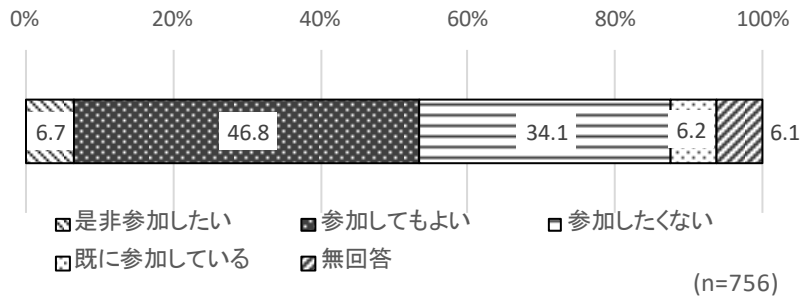
(4) 生きがいについて

・生きがいがあるかについては、「生きがいあり」の回答が比較的多く、417人(55.2%)になっています。



(5) 地域づくり活動への参加

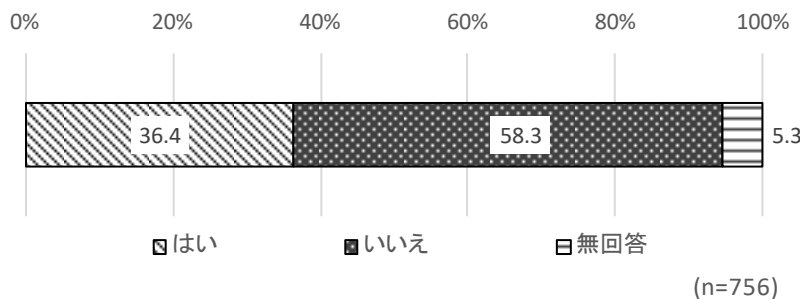
- ・地域住民有志のグループ活動に参加者として参加したいかについては、「参加してもよい」が最も多く 354 人(46.8%)になっています。「是非参加したい」51 人(6.7%)と合わせると、405 人 (53.5%) となり、過半数が参加の意向を示しています。
- ・年齢別でみると、「参加したくない」と回答した人は、80 代前半までは大きな差はなく、80 代後半では 46.3%が回答しています。
- ・「是非参加したい」と回答した人は、80 代前半の値が最も大きく、12.8%になっています。



		合計	是非参加 したい	参加して もよい	参加した くない	既に参加 している	無回答
全体		756	51	354	258	47	46
		100.0%	6.7%	46.8%	34.1%	6.2%	6.1%
年齢 (5段階)	65～69歳	184	6	101	60	13	4
		100.0%	3.3%	54.9%	32.6%	7.1%	2.2%
	70～74歳	203	17	96	76	10	4
		100.0%	8.4%	47.3%	37.4%	4.9%	2.0%
	75～79歳	166	11	83	50	7	15
		100.0%	6.6%	50.0%	30.1%	4.2%	9.0%
80～84歳	86	11	33	21	11	10	
	100.0%	12.8%	38.4%	24.4%	12.8%	11.6%	
85歳以上	82	4	25	38	3	12	
	100.0%	4.9%	30.5%	46.3%	3.7%	14.6%	

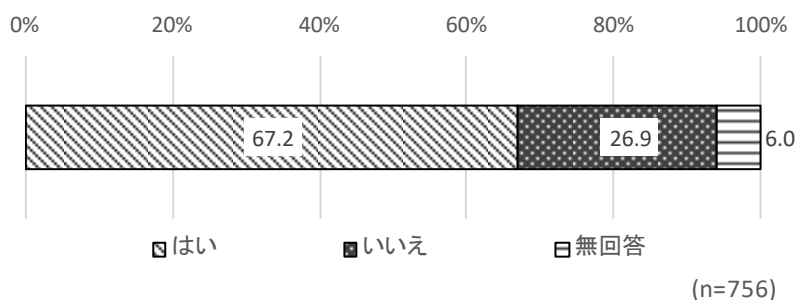
(6) 認知症に関する相談窓口

- ・認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が最も多く 441 人 (58.3%)、「はい」が 275 人 (36.4%) になっています。



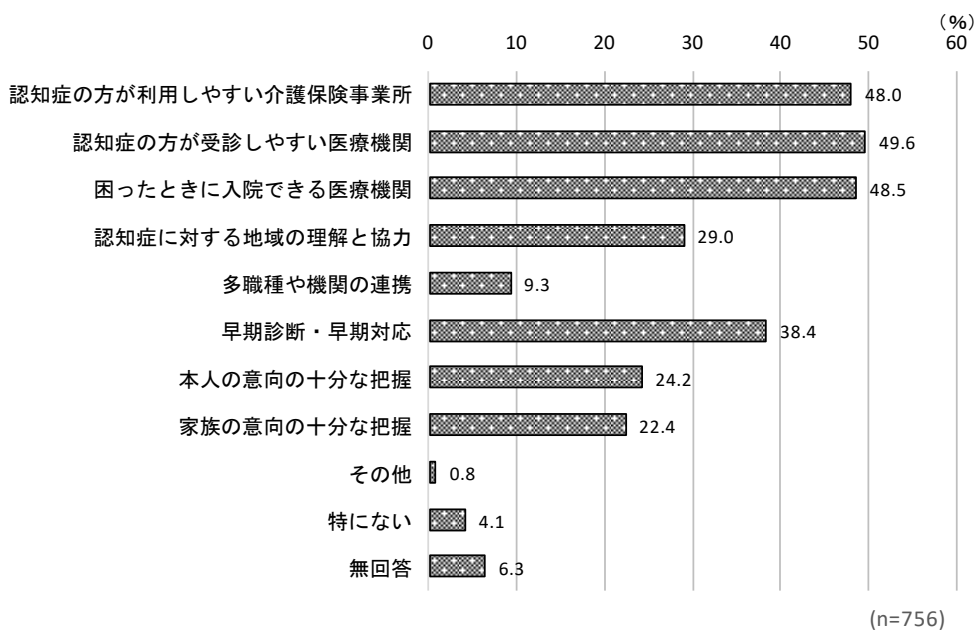
(7) もしも認知症と診断された場合、近所や友人等の周囲の方にオープンにしてもいいと思うか

- ・認知症と診断された場合に、近所や友人等の周囲の方にオープンにしてもいいかについては、「はい」が508人(67.2%)と、「いいえ」203人(26.9%)の2倍以上になっています。



(8) 認知症の方が地域の中で安心して暮らすために必要なこと

- ・認知症の方が地域の中で安心して暮らすために必要なことは、「認知症の方が受診しやすい医療機関」が375人(49.6%)で最も多くなっています。次いで、「困ったときに入院できる医療機関」が367人(48.5%)、「認知症の方が利用しやすい介護保険事業所」が363人(48.0%)となっています。



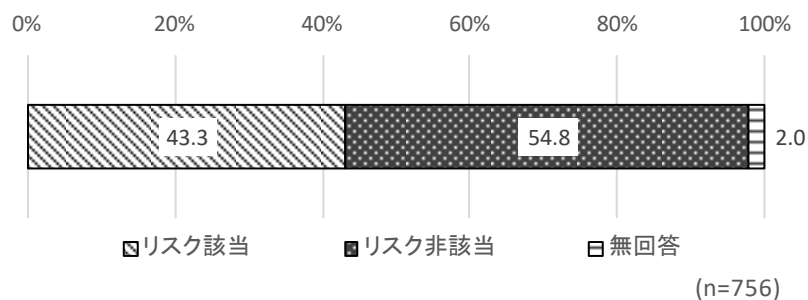
(9) 認知機能について

下記に該当する場合を認知機能低下のリスク該当者と判定。

【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
問 4(1)	物忘れが多くなっていますと感じますか。	1. はい

- ・該当する選択肢を回答し、「認知機能が低下している」とされる高齢者は、327 人 (43.3%) であり、2 人に 1 人が認知機能の低下がみられることとなります。



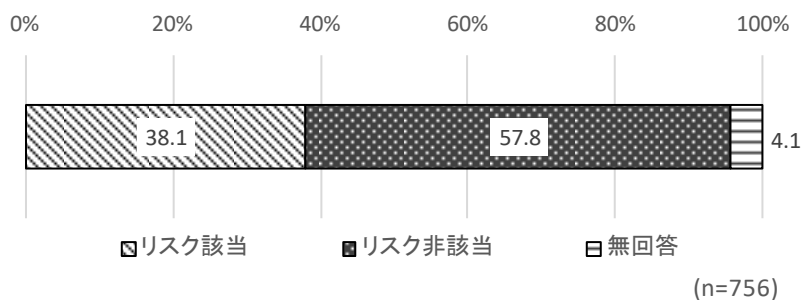
(10) うつ傾向について

下記 2 項目のうち 1 項目以上に該当する場合をうつのリスク該当者と判定。

【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
問 7(3)	この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい
問 7(4)	この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1. はい

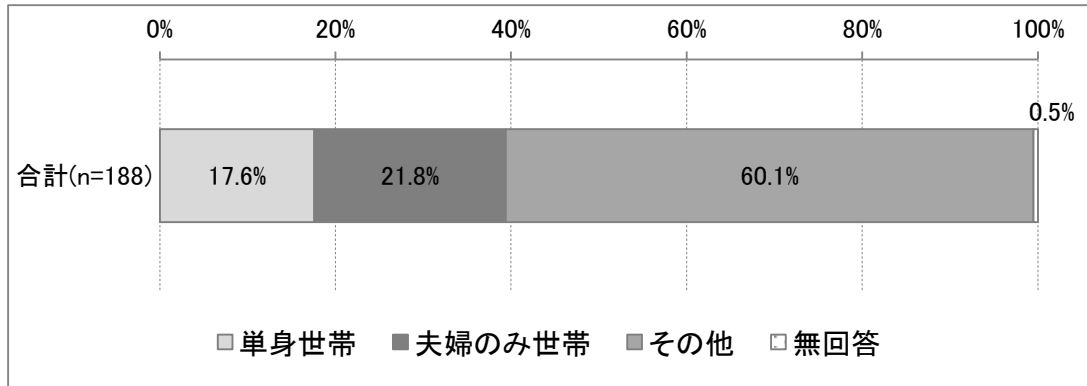
- ・該当する選択肢を回答し、「うつ傾向がある」とされる高齢者は、288 人 (38.1%) であり、3 人に 1 人がうつの傾向があることとなります。



4 在宅介護実態調査結果の概要

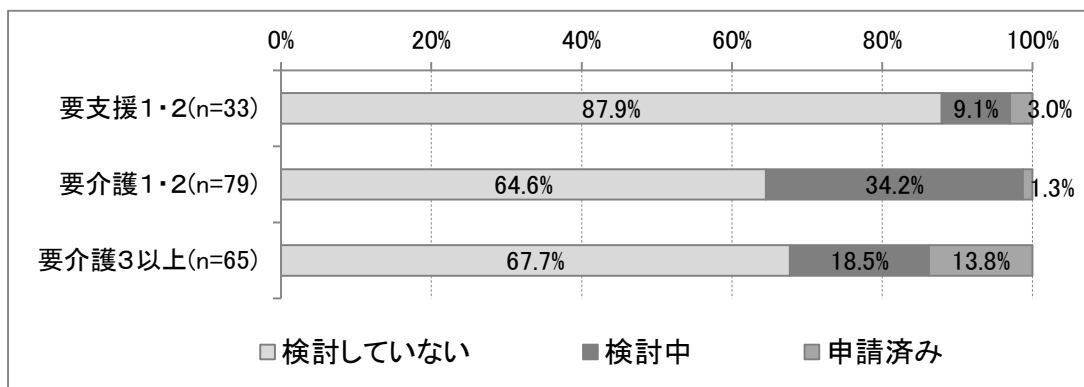
(1) 世帯類型

・世帯類型では、「夫婦のみ世帯」が21.8%、「単身世帯」17.6%となっています。



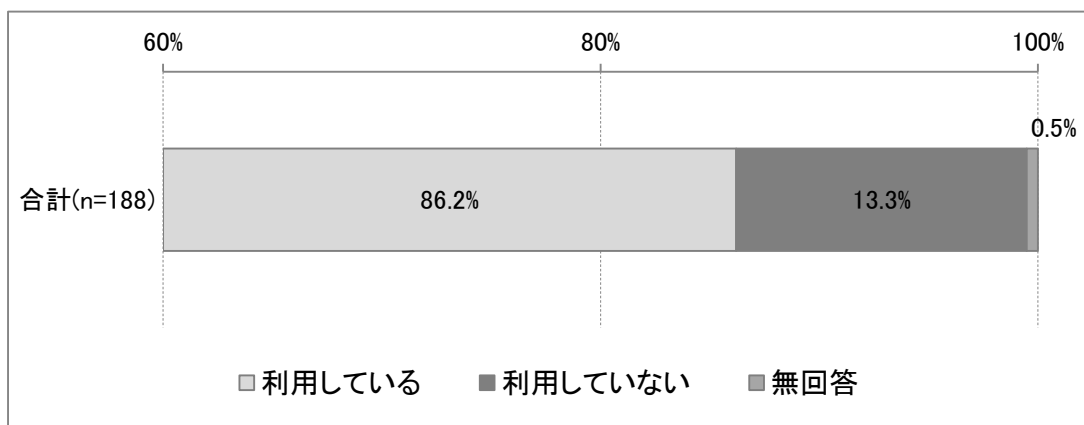
(2) 施設等への入所・入居の検討状況

・要支援1・2では、「検討していない」が87.9%となっています。
 ・一方、要介護1・2では「検討中」が34.2%となっていますが、要介護3以上では、「検討中」が18.5%となっています。



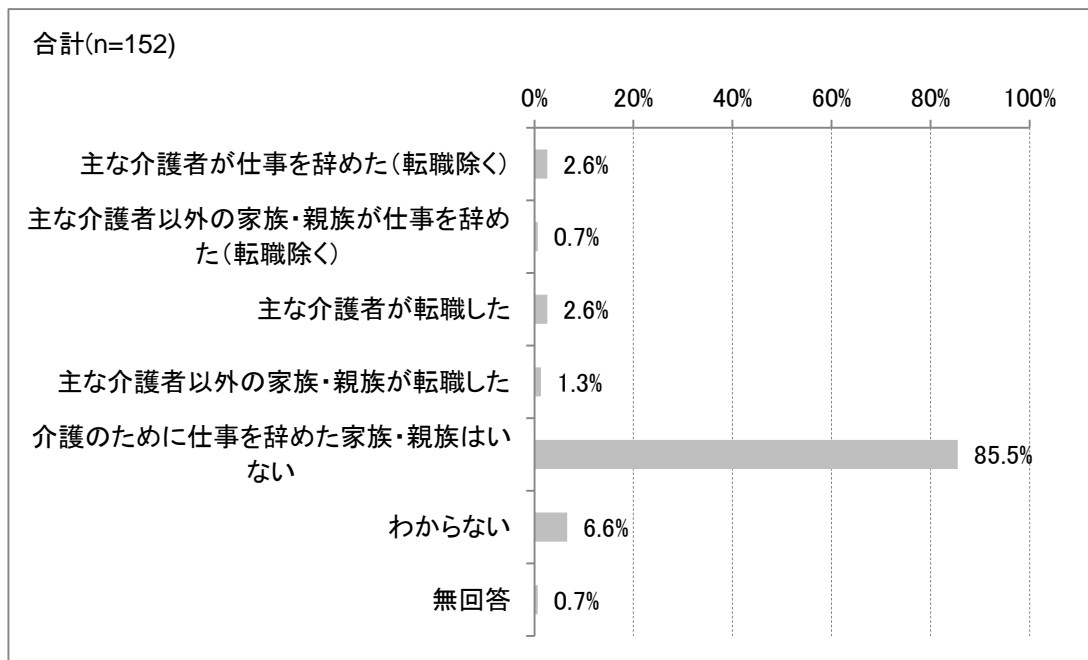
(3) 介護保険サービスの利用状況

・介護サービスの利用状況は、「利用している」が86.2%となっています。



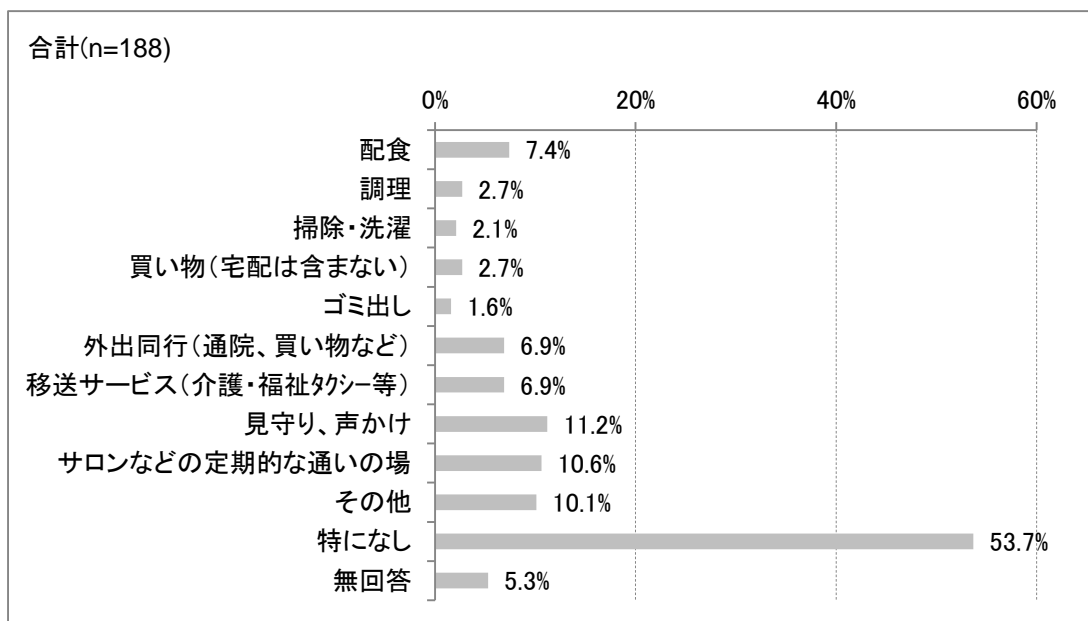
(4) 介護離職の状況

- ・「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」は85.5%となっています。
- ・一方、「仕事をやめた」、「転職した」を合わせると5.2%となっています。



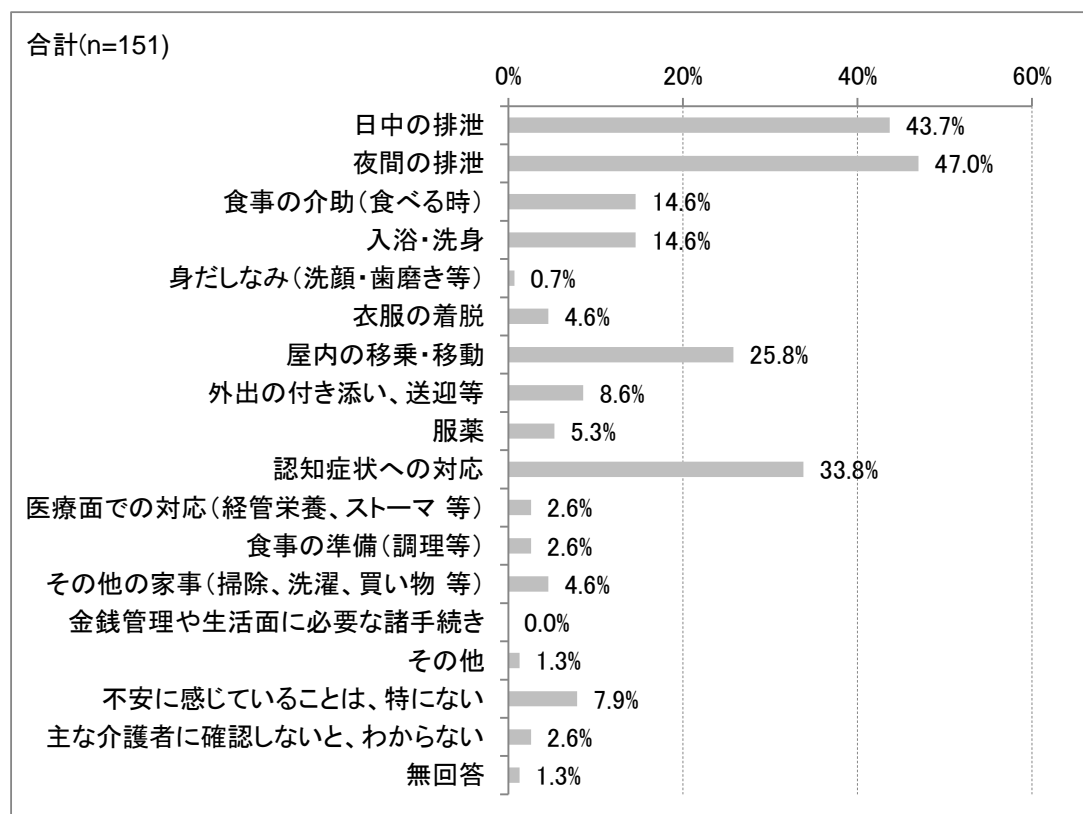
(5) 在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービス（介護保険以外）

- ・在宅生活の継続していくために必要と考えられる介護保険以外の支援・サービスについては、「見守り、声かけ」が11.2%、「サロンなどの定期的な通いの場」が10.6%、「配食」が7.4%となっています。
- ・一方、「特になし」は53.7%となっています。



(6) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

- ・今後、在宅生活の継続していくために主な介護者が不安に感じる介護では、「夜間の排泄」が 47.0%、「日中の排泄」が 43.7%と排泄介助が多くなっています。次いで「認知症への対応」が 33.8%となっています。



第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

本町では、「綾川町第2次総合振興計画」（2017年度～2026年度）の将来像「いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～」を目指したまちづくりを進めています。

福祉・社会保障の分野においては「安心して住み続けられるまち」、保健・医療の分野においては「各世代がいきいき暮らせるまち」を基本目標として掲げ、生涯を通じて自分らしくいきいきと、安心して暮らすことのできるまちを目指しています。

高齢者施策としては、高齢者の社会参加と生きがいづくり、介護保険施設の整備、介護・生活支援サービスの充実、介護予防の充実、地域社会による支援等の施策の推進に努めています。

高齢者保健福祉計画（綾川町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）においては、本町におけるこうした施策の方向性を継続し、国の基本指針に示される「地域共生社会の実現」を踏まえ、基本理念を「安らぎを感じ、ともに支え合い、いきいきと暮らすまち」と定めながら、その実現を目指し、より介護予防に力を入れながら、地域住民の自助、互助、共助、公助を引き出し、高齢者が生きがいをもっていきいきと日々の生活を送ることができる地域社会づくりを推進していきます。

なお、本町では、人口・施設の立地・整備状況を踏まえて、サービスの提供体制を分散させないように、日常生活圏域について本町全域を1圏域と設定し、各種サービスの提供に努めます。

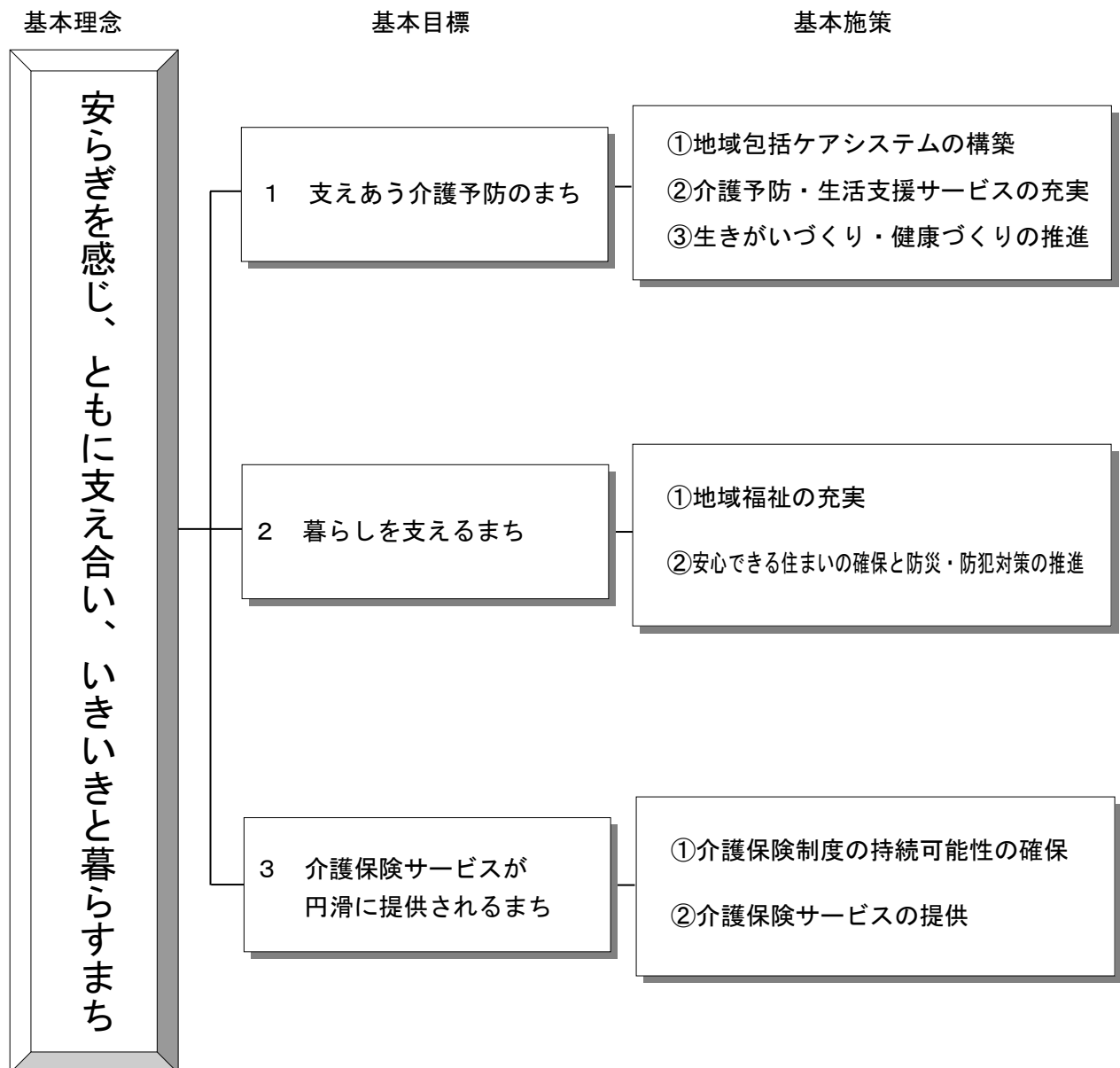
【基本理念】

安らぎを感じ、ともに支え合い、いきいきと暮らすまち

第2節 基本目標と基本施策

基本理念の実現のため、3つの基本目標と8つの基本施策を定めます。

施策の体系



基本目標 1 支えあう介護予防のまち

介護者を家族などの個人で支えるには負担が大きく、これらの人を地域全体で支えていく必要があります。

地域包括ケアを一層推進するため、まちかどほっと歓事業などの見守り活動を推進するとともに、認知症への総合的な支援を推進していきます。

また、予防重視の健康増進のまちを目指して、介護予防サポーターの活動を支援する取組を進めていくと同時に、国の制度改正に沿って、本町の介護保険地域支援事業を実施していきます。

基本目標 1 事業体系

基本施策 1 地域包括ケアシステムの構築	
1) 在宅医療・介護連携の推進	①医療・介護従事者の連携強化 ②在宅医療・介護従事者の資質の向上
2) 認知症総合支援の推進	①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ③若年性認知症対策の充実 ④認知症の人の介護者への支援 ⑤ ⑥認知症の人やその家族の視点の重視
3) 生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 ②まちかどほっと歓事業の推進 ③介護支援ボランティア制度の拡充 ④介護予防ポイント制度の導入の検討（新規） ⑤地域ケア会議の開催 ⑥地域包括支援センター機能の評価・点検 ⑦地域包括支援センター機能の強化・拡充（新規）
4) 権利擁護の推進	①虐待への対応 ②措置制度の活用 ③高齢者の権利擁護に関する相談の充実 ④中核機関の設置・運営（新規） ⑤成年後見制度の利用促進事業 ⑥支援体制の整備
基本施策 2 介護予防・生活支援サービスの充実	
1) 一般介護予防事業の推進	①介護予防サポーターの育成（まなびあい講座）及び活動の推進 ②介護予防把握事業の推進 ③介護予防普及啓発事業の推進 ④地域リハビリテーション活動支援事業の推進 ⑤一般介護予防事業評価事業の推進 ⑥保健事業と介護予防の一体的な事業の推進（新規）
2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	①介護予防ケアマネジメントの実施 ②訪問型サービス・通所型サービスの充実 ③生活支援サービスの検討・実施

基本施策3 生きがいづくり・健康づくりの推進

1) 活動の拠点づくりの拡大	①生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス） ②地域いきがい通所事業（いきいきサロン） ③いきがい交流事業（育育広場等） ④ほっとか連とこ100歳体操
2) 就労機会の拡大	①シルバー人材センターの充実・強化 ②就業の場づくり
3) 社会参加の促進	①スポーツ・レクリエーション活動の推進 ②老人クラブ活動への支援
4) 疾病予防の推進	①特定健診・がん検診、健康相談等の推進

基本目標2 暮らしを支えるまち

個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できるように、福祉サービスをはじめ、介護保険制度外のサービス等の充実に努めます。

また、地域での高齢者やその家族等が、地域社会の中で安全安心に暮らしていけるよう、住環境・生活環境の整備を進めていきます。

基本目標2 事業体系

基本施策1 地域福祉の充実

1) 福祉サービスの提供	①日常生活用具等給付・貸与事業 ②配食・給食サービス事業 ③高齢者長寿祝金給付事業 ④軽度生活援助事業 ⑤生活支援体制の検討（新規） ⑥寝具類洗濯サービス事業 ⑦買い物弱者支援事業の実施 ⑧外出移動支援事業 ⑨タクシー助成事業（新規） ⑩デマンド型タクシー事業 ⑪交通カード事業 ⑫孤立化を防止する交通対策の推進（新規）
2) 家族介護者への支援	①家庭介護者の相談支援の充実（新規） ②家族介護者慰労事業 ③在宅寝たきり老人等おむつ手当給付事業 ④在宅寝たきり等老人介護手当支給事業
3) 地域福祉の推進	①地域での福祉教育の充実 ②福祉の啓発・広報

基本施策2 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

1) 住環境の整備	①在宅生活の継続支援 ②多様な暮らしの場の整備 ③避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及（新規）
-----------	---

2) 生活環境の整備	①生活環境の利便性の確保 ②防災体制の整備 ③交通安全の推進 ④消費者被害の防止
------------	---

基本目標3 介護保険サービスが円滑に提供されるまち

介護保険サービスの提供に努めていくとともに、介護保険制度の普及により、介護保険サービスを提供する体制は急速に整備され多様化されてきましたが、利用者には複雑なサービスに感じられることも増えてきています。

高齢者が介護を必要とする状態になったときに、介護保険サービスの利用がスムーズにできるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、高齢者やその家族が必要なサービスを安心して利用できるよう、相談・苦情対応を進めるとともに、サービス事業者についての情報提供を進めていきます。

基本目標3 事業体系

基本施策1 介護保険制度の持続可能性の確保	
1) 介護保険サービスの適正な利用	①情報提供・相談・苦情処理体制の強化 ②介護保険制度等の普及啓発 ③利用者負担の軽減
2) 介護保険制度の適正化	①適正な要介護（要支援）認定の実施 ②介護給付費等費用適正化事業の推進 ③適切なケアマネジメントの推進 ④介護保険制度と障害福祉サービスとの連携
3) 介護現場の支援	①介護人材の確保に向けた取組の推進 ②文書の削減・見直し（新規） ③ICT・介護ロボットの検討（新規）
基本施策2 介護保険サービスの提供	
1) 居宅サービスの提供	①居宅サービスの提供
2) 地域密着型サービスの提供	①地域密着型サービスの提供
3) 施設サービスの提供	①施設サービスの提供

第3節 自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定

自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定を以下のとおり定めます。

自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標

取 組 内 容	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和5年度)
多職種が連携した地域ケア会議の開催	20回/年	30回/年
住民を主体とした通いの場を増やす	設置か所 91か所 参加人数 1372人	設置か所 100か所 参加人数 人 1500人
見える化システムを活用した他市町との認定状況等の比較	未実施	2回/年
介護支援専門員への相談支援	157件/年	180件/年
適正な利用につなげるためのケアプランチェック	54件/年	200件/年
介護支援専門員等を対象とした資質向上に資する研修会等の開催	15回/年	15回/年
福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専門職が確認する仕組みづくり	未実施	専門職が関わった 件数 24件/年
住宅改修に関し、リハビリテーション専門職が確認する仕組みづくり	1件/年	専門職が関わった 件数 24件/年
縦覧点検・医療情報との突合	委託により実施済	継続して実施
介護給付費通知	4回/年	4回/年

第4章 分野別施策の展開

第1節 支えあう介護予防のまち

高齢者の健康づくりや介護予防は元気なうちから取り組む必要があります。また、高齢者自身が主体的に取り組むことが重要です。

国の基本方針では、自立支援・重度化防止への取組と地域の実情に応じた支援を柔軟に行うための取組を求めています。

これを踏まえ、認知症への総合的な支援や権利擁護の推進などを進め、地域包括ケアの充実に取組みます。また地域支援事業では、地域住民と連携し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進め、介護予防を推進することを目指します。

1 地域包括ケアシステムの構築

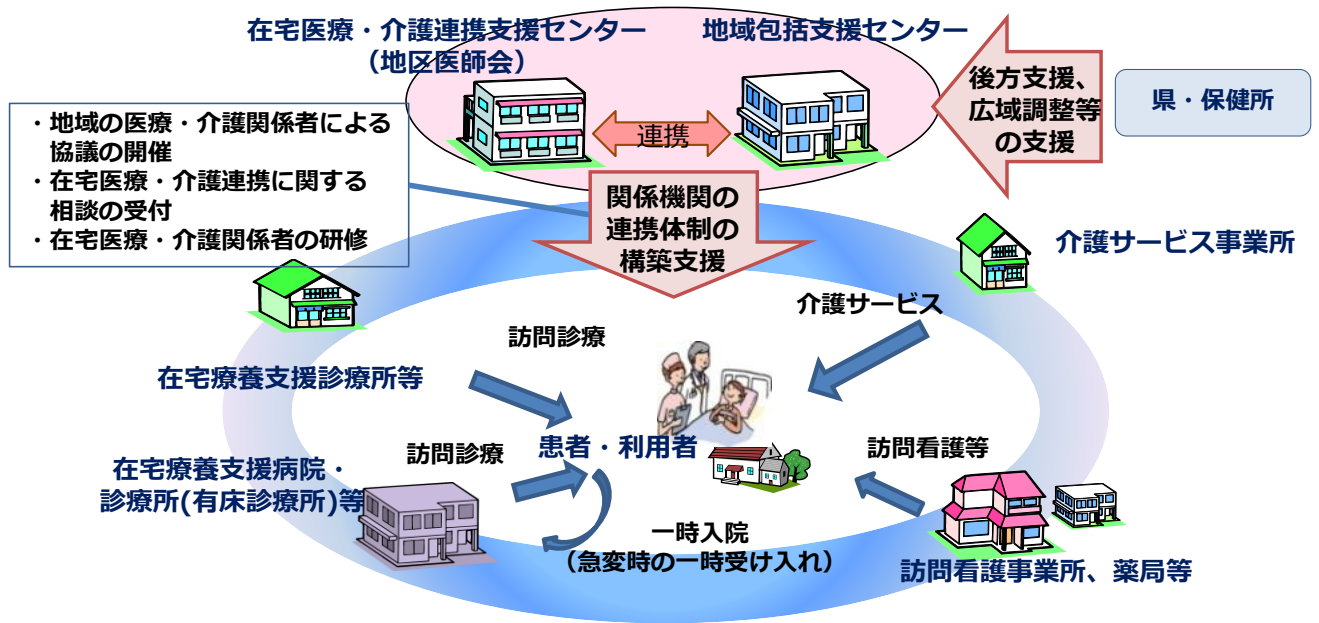
(1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、その人らしい生活を続けられるために、地域の医療機関や介護関係機関が連携し、医療・介護を一体的に提供する体制の構築を図ります。

通番	事業名	内容	関係課
1	医療・介護従事者の連携強化	<p>高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活できるためには、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面を意識した、医療と介護の連携が必要です。</p> <p>綾川町では「在宅医療・介護連携推進事業」を医師会に委託し、在宅医療・介護連携支援センターを中心に、在宅医療・介護連携の課題を抽出し、多職種で対応策の検討を行いながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築し、情報共有、相談支援等を推進していきます。</p> <p>また、町民に対しても、4つの場面を意識しながら講演会等を開催し、在宅医療・介護連携の理解を促進していきます。</p>	健康福祉課 在宅医療・介護連携支援センター

通番	事業名	内容	関係課
2	在宅医療・介護従事者の資質の向上	互いの役割、仕事内容の理解を深め連携を図るため、在宅医療・介護従事者による研修会等の実施について検討していきます。	健康福祉課 在宅医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護連携推進事業のイメージ



厚生労働省資料より

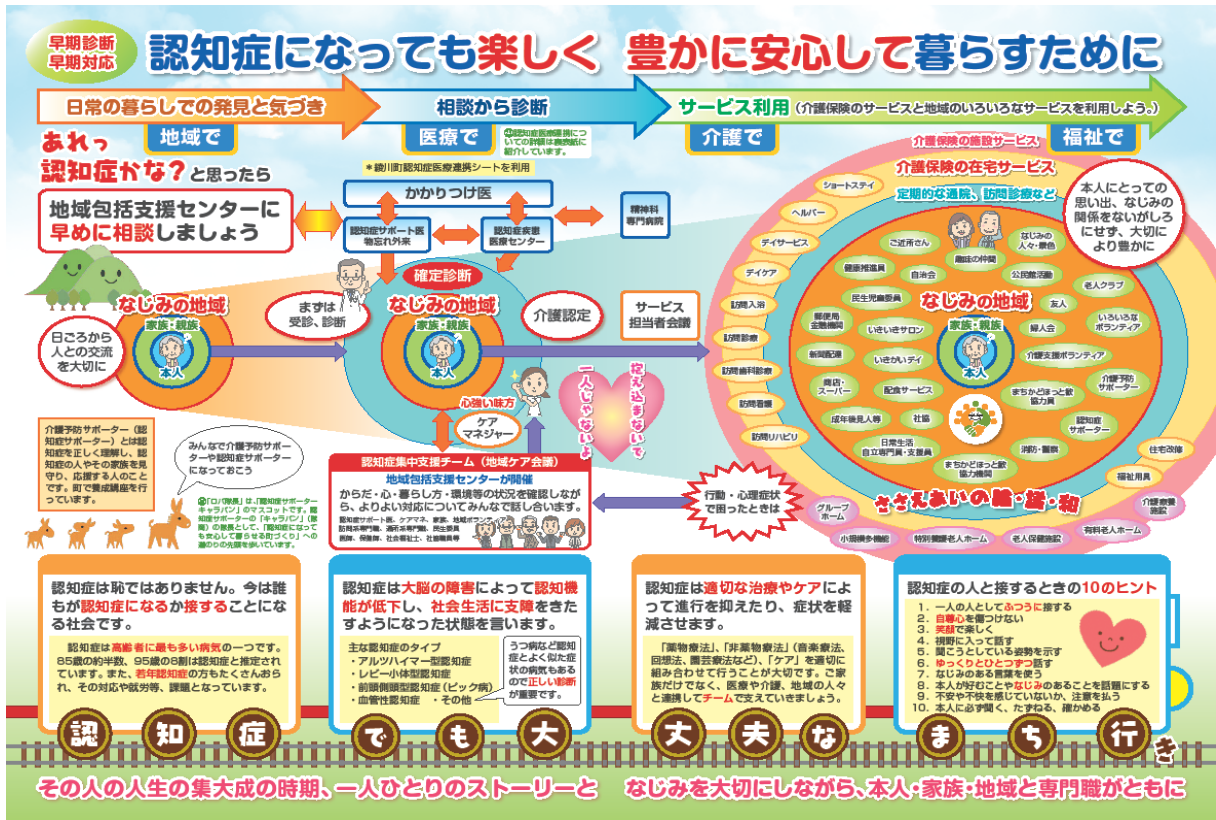
(2) 認知症総合支援の推進

認知症への取組は認知症施策推進大綱と整合性を取りながら、これまで以上に充実させていきます。

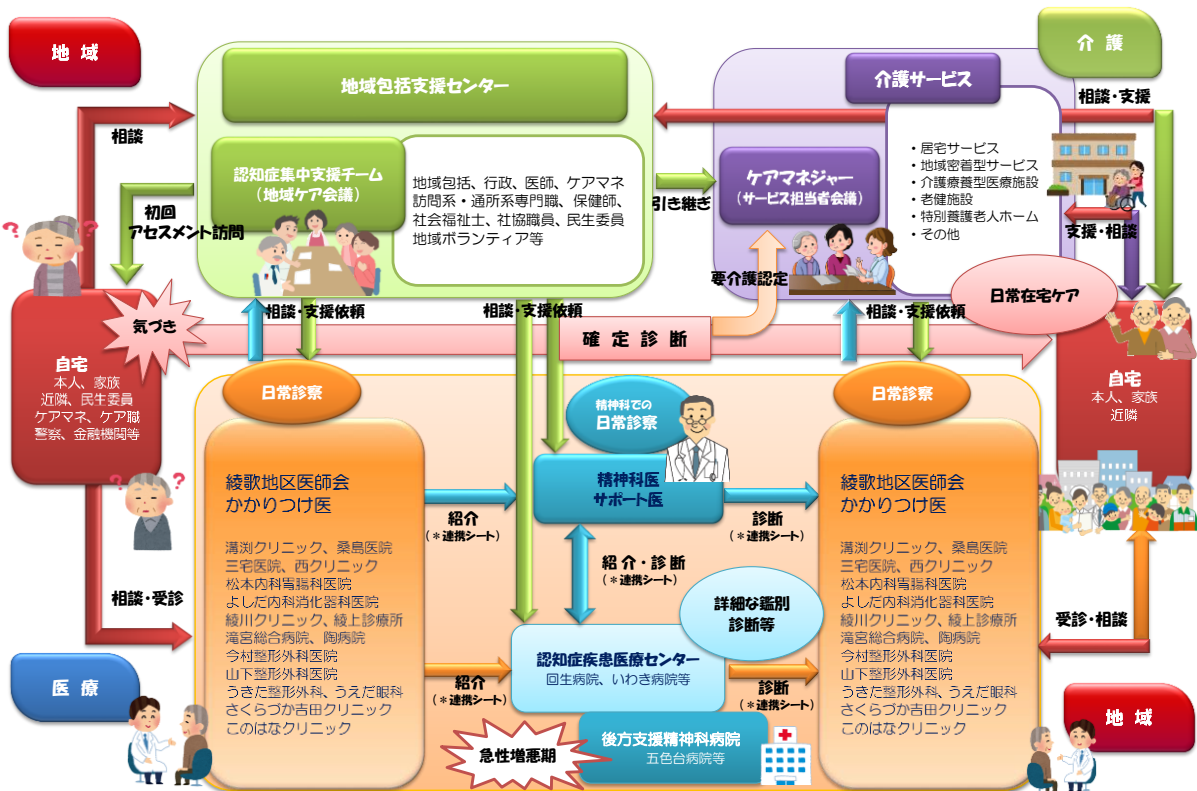
通番	事業名	内容	関係課
3	認知症への理解を深めるための普及・啓発事業の推進	町内の幅広い年齢層の地区組織や小・中学校、小売業や金融機関等の職域、通いの場などで認知症サポーターの養成を行います。 認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、認知症サポーターの協力のもと、認知症の予防や進行を予防できるための取組を、地域の中で進めることができるよう働きかけます。	健康福祉課 学校教育課
4	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	認知症の人やその家族に早期に専門職が関わり、早期診断、早期対応が行えるように、医師会と連携し、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。 また、認知症と疑われる症状が発生したときや認知症の人を支える場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければいいかを示した認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を住民に広く周知するとともに、認知症サポート医や認知症疾患医療センターとの連携を強化します。 さらには、認知症高齢者やその介護者が安心して生活できるよう、町内の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や介護老人福祉施設などでの認知症ケアの向上を促進していきます。	健康福祉課
5	若年性認知症対策の充実	若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に検討し、講じていきます。	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
6	認知症の人の介護者への支援	<p>認知症の人とその家族を総合的に支援するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員の活動の充実に努めます。</p> <p>また、地域包括支援センター、医師会等が連携し、認知症に関する相談窓口の充実に図り、身近な相談先（かかりつけ医、物忘れ外来）の情報提供に努めます。</p> <p>さらには、認知症の症状により居場所がわからなくなるおそれがある高齢者を在宅で介護している方が、位置情報探索サービスを利用する際の初期経費の補助を実施しています。</p>	健康福祉課
7	認知症の人本人・家族・地域交流の推進(新規)	<p>軽度認知障害や認知症のある方やその家族、また地域の誰もが気軽に集まれ、交流できる場所や機会を増やすことで、本人や家族が認知症への思いや悩みを語れ、認知症本人が活躍でき、認知症の進行を和らげることにつながる育育広場等のような場づくりを進めます。</p>	健康福祉課
8	認知症の人やその家族の視点の重視	<p>認知症の人本人からの発信を活かし、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める施策を展開するほか、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の総合的な推進や認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていきます。</p>	健康福祉課

認知症ケアパス



認知症ケア医療連携フロー



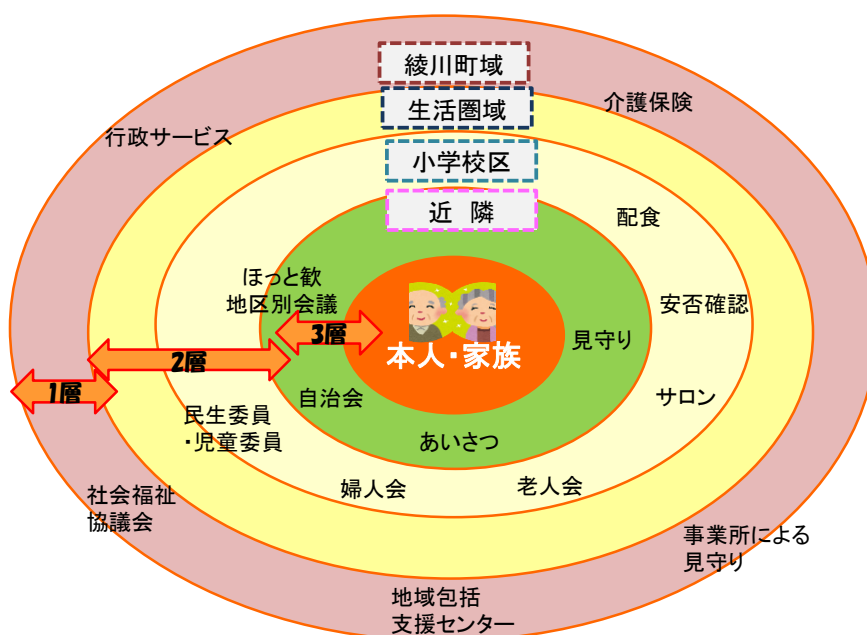
(3) 生活支援体制の整備

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の育成と「協議体」の設置を図り、情報共有や連携強化を行っていくとともに、介護予防サポーターによる介護予防活動、介護予防サポーターを含めた地域ボランティアによる声かけ・見守り事業を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
9	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置	<p>生活支援体制整備事業を活用して、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の育成と「協議体」の設置を図り、支援が必要な高齢者や、地域のお宝(資源)の情報収集を行います。</p> <p>また、高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を図っていくとともに、介護支援ボランティアポイント等の拡充に努めます。</p>	健康福祉課
10	まちかどほっと歓事業の推進	<p>地域住民（ほっと歓協力員）、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会が連携し、高齢者に対して訪問や声かけ、見守りを行い、必要に応じて地域包括支援センターや健康福祉課又は社会福祉協議会に連絡し、地域住民の孤立や閉じこもりを防いでいきます。</p> <p>また、地区会議や町全体の1層の会、ほっと歓打合せ会等を開催し、民生委員・児童委員、ほっと歓協力員、社会福祉協議会、地域包括支援センターとともに、地域の課題や情報交換の場としています。</p> <p>事例検討のワークショップも取り入れて、地域のつながりのあり方を検討しています。</p>	健康福祉課
11	介護支援ボランティア制度の拡充	<p>高齢者自身の社会参加活動の場として、介護支援ボランティアとして活躍できる機会や受け入れ機関の拡充を図り、介護予防を推進するため、当制度の申請・登録を受け、活動時間に応じてボランティアポイントを付与します。</p> <p>また、町が認めた生活支援のためのボランティア活動についてもポイントを付与し、高齢者の生活を支えます。</p>	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
12	介護予防ポイント制度の検討(新規)	身近な地域での通いの場の推進のために、開催場所やリーダー等にポイントを付与する等で、参加を希望される誰しもが参加しやすい通いの場の体制構築を検討します。	健康福祉課
13	地域ケア会議の開催	地域の医療・介護・福祉等の多職種及び民生委員・児童委員やボランティア等が協働して、地域ケア会議を開催することにより、個別ケースや生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。	健康福祉課
14	地域包括支援センター機能の評価・点検	地域包括支援センターの業務について、国において示される評価指標に基づき、地域包括支援センターの業務の実施状況や量等の程度を町が把握し、評価・点検を行います。	健康福祉課
15	地域包括支援センター機能の強化・拡充(新規)	地域共生社会の実現に向けて、高齢者に関する課題への取組だけでなく、世帯を取り巻く全ての福祉課題に対応できるように体制構築、専門的なスキルの習得等を進めていきます。	健康福祉課

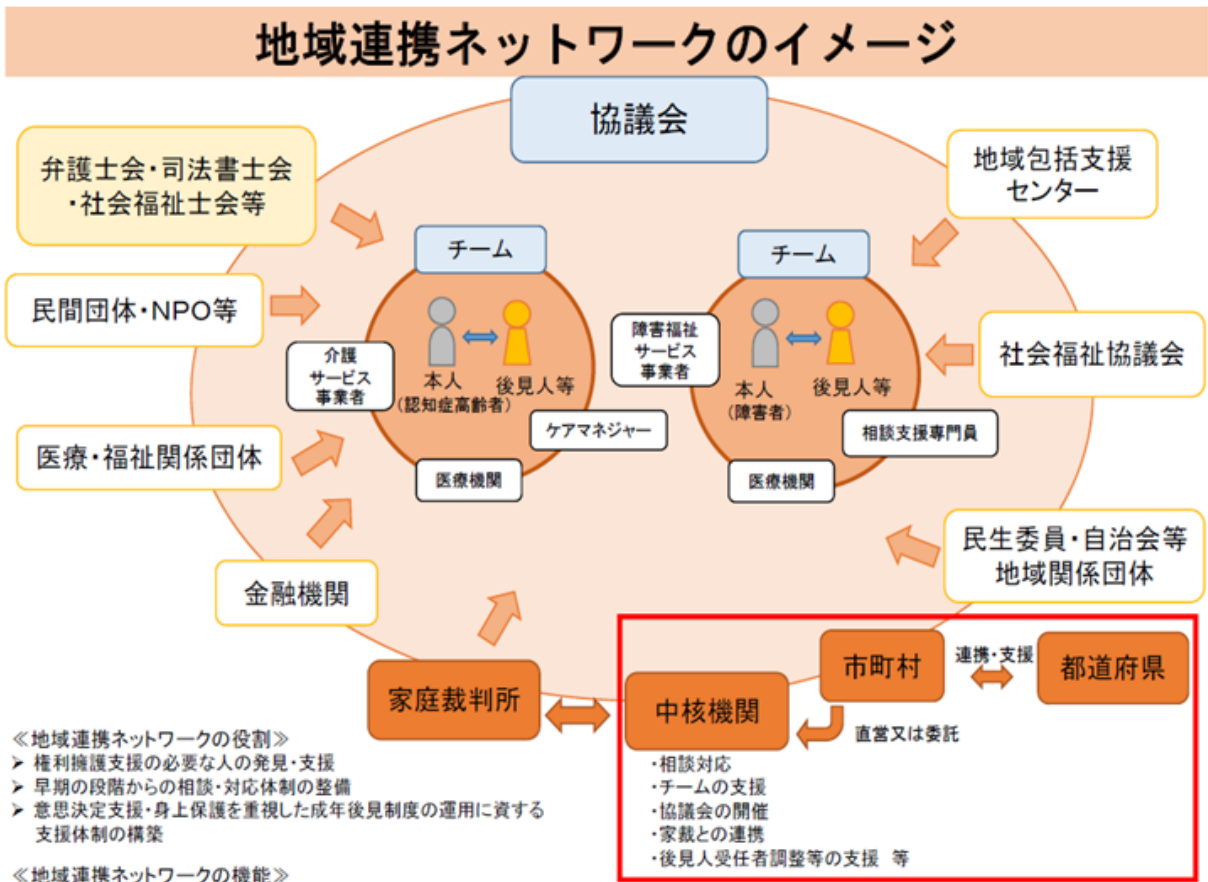
支え合いのイメージ



(4) 権利擁護の推進

関係機関・施設との連携を強化し、高齢者への虐待を防ぐ施策を推進するとともに、高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、適切な支援を実施していきます。

通番	事業名	内容	関係課
16	虐待への対応	関係機関との連携による地域ケア会議等を開催し、高齢者の虐待予防をはじめ早期対応、支援などを行う体制を整え、迅速かつ適切な対応を図ります。	健康福祉課
17	措置制度の活用	高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度を活用し、老人ホーム等への入所による虐待者からの分離を図ります。	健康福祉課
18	高齢者の権利擁護に関する相談の充実	地域包括支援センター等において、高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、関係機関との連携を図り適切な支援に結びつけます。	健康福祉課
19	中核機関の設置・運営(新規)	成年後見制度の利用を促進するため「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークでは、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、早期の段階からの相談・対応等の必要な支援につなげ、意思決定支援・身上保護を重視した活動を支援する役割を担います。	健康福祉課(社会福祉協議会委託)
20	成年後見制度の利用促進事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用促進事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。	健康福祉課



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム: 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画について」

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区分	内容	
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力の不十分な方の程度に応じて選択)	①後見 : ほとんど判断出来ない人が対象 ②保佐 : 判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 : 判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (本人の判断能力が十分にあるうちに、将来に備えて決めておく)	

2 総合事業の推進・充実

(1) 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業では、住み慣れた地域の中で、町民が主体となり介護予防活動に取り組むことができるよう、介護予防サポーターの養成や、通いの場づくりの支援を継続し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

通番	事業名	内容	関係課
21	介護予防サポーターの育成（まなびあい講座）及び活動の推進	<p>介護予防サポーター養成として「まなびあい講座」を継続して開催し、高齢者のこころと体、介護予防体操、認知症への関わり方などを学ぶことで、地域の介護予防の主体となる住民を育成していきます。</p> <p>また、まなびあい講座修了後も学びあうことを継続できるステップアップ講座を開催し、その時々介護予防に関する話題や課題に触れ、介護予防サポーター活動に活かします。</p> <p>介護予防サポーターの活動としては、転倒や認知症などの予防の意義や知識の普及に対する協力、ひとり暮らし高齢者への声かけ、見守り、認知症高齢者の見守りや家族への声かけ、見守り等を行います。その他お年寄りの孤立の予防や介護予防のための住民力として町内各所での「通いの場」づくりを推進していきます。</p>	健康福祉課
22	介護予防把握事業の推進	<p>民生委員・児童委員、ほっと倶協力員、関係機関等と連携し、介護予防活動への参加が望ましいにも関わらず、参加していない人を把握し、参加を働きかけていきます。</p>	健康福祉課
23	介護予防普及啓発事業の推進	<p>介護予防についての基本的な知識の普及を図るため、町広報紙の配布や健康講座等により啓発を行い、日常の運動や体操、食生活やオーラルフレイル予防の重要性についての知識の普及を図り、疾病予防を進めます。</p>	健康福祉課
24	地域リハビリテーション活動支援事業の推進	<p>地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。</p>	健康福祉課

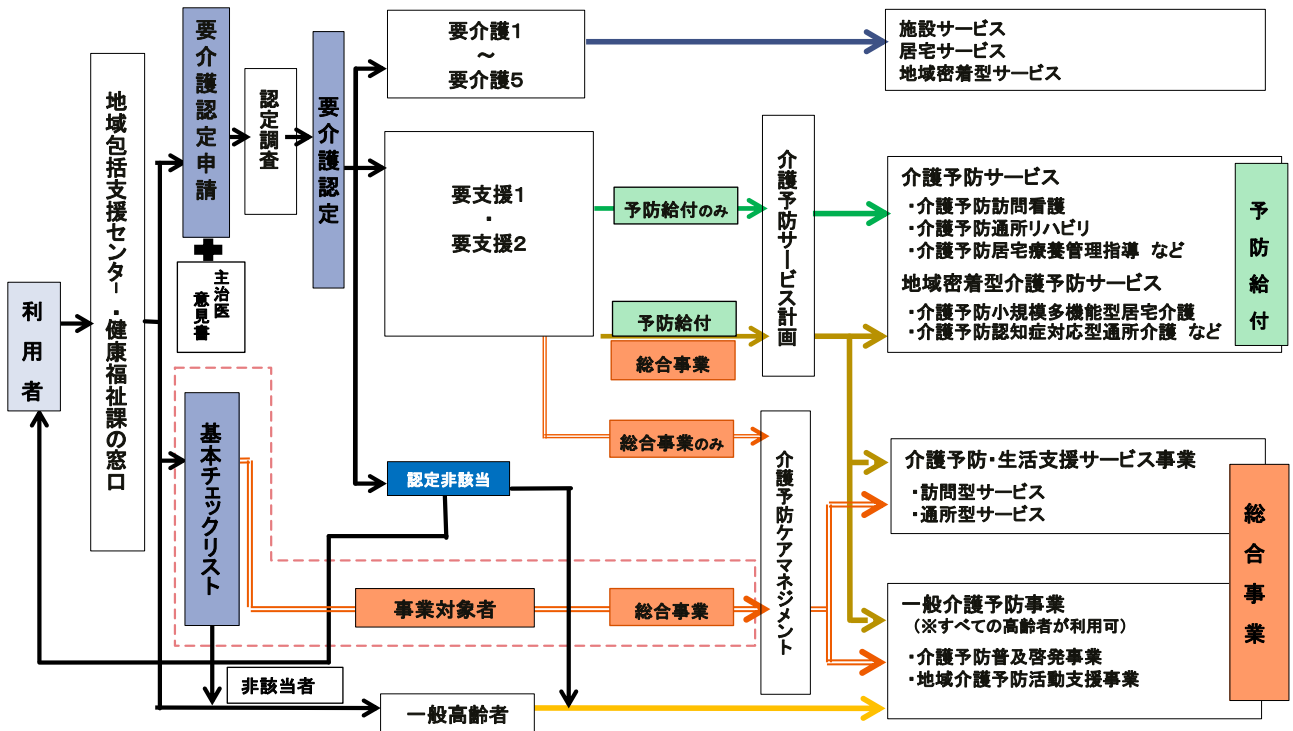
通番	事業名	内容	関係課
25	一般介護予防事業評価事業の推進	<p>一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事後評価を行う事業であり、本町では、このアンケートで把握する生活機能の低下のデータを経年で把握し、一般介護予防事業の成果の把握を行っていきます。</p>	健康福祉課
26	保健事業と介護予防の一体的な事業の推進（新規）	<p>保健師等の保健医療専門職を配置することにより、経年的な健康診査の結果から地域の健康課題を分析し、フレイル等に該当する高齢者に対して、保健師や管理栄養士などの専門職による継続的な支援を行います。併せて住民主体の通いの場等へ歯科衛生士や栄養士などの専門職を派遣し、高齢者が自らの健康意識を高めるとともに、フレイル予防等の重要性について普及啓発を図ります。</p> <p>本事業は、令和3年度を準備期間とし、令和4年度から実施する予定です。</p>	健康福祉課

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等に対して、要介護状態になることや、重症化の防止を目指し、住み慣れた地域で活動的で生きがいのある自立した日常生活が送れるよう支援していきます。

通番	事業名	内容	関係課
27	介護予防ケアマネジメントの実施	要支援認定者及び「25 項目の基本チェックリスト」を活用し、総合事業の基準に該当となった者に対し、対象者の自立支援を意識し、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら、介護予防・生活支援サービス事業を利用できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。	健康福祉課
28	訪問型サービス・通所型サービスの充実	要支援者が利用できる介護予防訪問介護や介護予防通所介護を緩和し、チェックリストによる事業対象者を含め、利用できるサービスを充実できるよう、事業所等と調整をすすめるとともに、保健事業や介護予防サポーターやボランティア等が運営する通いの場などの利用を含め、サービスの充実を目指します。	健康福祉課
29	生活支援サービスの検討・実施	買い物支援やゴミ出し支援、移動支援など、専門職でなくても行える生活支援サービスについて、今後増々住民ニーズが増加することが予測される中で、専門職以外のサービスの担い手について、一般保健福祉施策や生活支援・体制整備事業と連動しながら、介護予防ボランティア制度等の活用も含め検討し、生活支援サービスを検討していきます。	健康福祉課

介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたってのケアマネジメントの流れ



生活支援サービスのイメージ



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

民間とも協働して支援体制を構築

厚生労働省資料より

3 生きがいくくり・健康づくりの推進

(1) 活動の拠点づくりの拡大

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを感しながら生活できるような場づくりを支援していきます。

通番	事業名	内容	関係課
30	生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）	高齢者の生きがいくくりと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者の方に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図るため、食事や入浴、レクリエーションなどを行います。	健康福祉課
31	地域いきがい通所事業（いきいきサロン）	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ長く健やかに生活できるよう、地域住民が相互に助け合う地域社会づくりを進めるために、自治会公民館・地区集会所等で、地域の高齢者の方を対象に昼食等のサービスを行い、地域の憩いの場を提供します。	健康福祉課
32	いきがい交流事業（育苗広場等）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるためには、認知症の人にも、そうでない方にも誰にもやさしい地域づくりを進めていく必要があります。 そのために、育苗広場等の認知症の人も交えた活躍の場、世代間交流の場の設置を進めていきます。	健康福祉課
33	ほっとか連とこ 100 歳体操	まちかどほっとか連事業との連動を目指した高齢者の通いの場づくりをさらに進めていきます。 放っとかれない体づくりという意味で「ほっとか連とこ 100 歳体操」という名称とし、リハビリテーション専門職との協働により筋力を保つための体操を実施しています。身近な場所で週 1 回の通いの場ができ、認知症の人や閉じこもりがちの高齢者に非常に有効な場となっています。 今後、通いの場への参加継続や、誰もが参加しやすい通いの場の体制構築のために、介護予防ポイント制度等を検討し、介護予防活動への参加を促進していきます。	健康福祉課

(2) 就労機会の拡大

高齢者に就労の場を提供することにより、社会とのつながりを維持し、生きがいなどを感じられる場を提供していきます。

通番	事業名	内容	関係課
34	シルバー人材センターの充実・強化	<p>「綾川町シルバー人材センター」の会員数は、令和元年度末現在で136名（男性103名・女性33名）となっています。</p> <p>今後も、事業主への普及啓発を実施し、民間企業における高齢者の就業機会の確保を促進します。また、拠点としてシルバー人材センターを拠点に、高齢者加入促進のため、シルバー人材センターの内容やシステム等のPRに努めるとともに、シルバー人材センターの機能拡充を図ります。</p>	健康福祉課
35	就業の場づくり	<p>ハローワークなどと連携しながら、事業主への普及啓発を実施し、民間企業における高齢者の就業機会の確保を促進します。また、高齢者の体力や健康状態等に配慮した就労環境となるよう、関係機関を通じて事業主への働きかけ、町の公共施設における樹木の剪定、草刈り、清掃、公共施設の管理等に積極的に高齢者を登用し、高齢者の就業機会の創出に努めます。</p>	健康福祉課 経済課

(3) 社会参加の促進

スポーツや老人クラブなどへの参加により、健康づくりなどが期待されており、高齢者が気軽に参加できる場づくりを推進していきます。

通番	事業名	内容	関係課
36	スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツや保健・健康づくり、高齢福祉関連部署などが一体となって、スポーツ・レクリエーション活動の講座やイベントなどの充実に努めるとともに、各種団体の自主的な活動の支援、活動を先導するリーダーの育成や世代を超えたスポーツ活動の促進、スポーツ施設の充実に努めます。 さらに、子どもから高齢者までそれぞれの体力や年齢、興味などに応じてスポーツに親しむ「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指します。そのため、「どこでも」「誰でも」スポーツを生涯及び通年にわたり気軽に行える体制の整備を推進します。	健康福祉課 生涯学習課
37	老人クラブ活動への支援	本町では、全町的な老人クラブ連合会のもと、34の単位老人クラブが組織化され、カローリングなどの活動をしています。 今後も、老人クラブの活動内容について、健康づくりや福祉活動への参加、生きがい活動など多様な分野を展開することで、参加しやすい環境整備を図るとともに、年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者も気軽に参加できるような新たな枠組みでのクラブについて検討し、魅力あるクラブ活動の推進と、加入者の促進を支援します。	健康福祉課

(4) 疾病予防の推進

特定健診、健康相談などの実施により、住民の疾病予防を支援していきます。

通番	事業名	内容	関係課
38	特定健診・がん検診、健康相談等の推進	特定健診・がん検診等、訪問指導、健康教室、健康相談などを実施し、住民の一人ひとりが健康への意識を高め、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるように支援していきます。	健康福祉課

第2節 暮らしを支えるまち

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、介護を必要とする状態になっても、個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう、住宅改造促進事業をはじめ、介護保険制度外の福祉サービスの充実に努めます。

また、高齢になっても、地域での暮らしが安心して送れるように生活環境の整備に努めていきます。

1 地域福祉の充実

(1) 福祉サービスの提供

住宅改造費の助成、日常生活用具の給付・貸与事業など、介護保険制度外の福祉サービスの充実に努めます。

通番	事業名	内容	関係課
39	日常生活用具等給付・貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者日常生活用具給付等事業 町内にお住まいの要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者の方に対し、日常生活用具の給付又は貸与をすることにより、日常生活の便宜を図ります。 ・福祉電話貸与事業（緊急通報装置） 町内にお住まいのおおむね65歳以上のひとり暮らしの方やひとり暮らしの重度身体障害者の方に対し、福祉電話（緊急通報装置）を貸与し安否の確認、孤独感の解消及び急病、災害その他緊急時の対応を図ります。 	健康福祉課
40	配食・給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者配食サービス事業 町内にお住まいの75歳以上（身体障害者手帳の交付を受けている場合には65歳以上）のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な方に対し、地域のボランティア団体などの協力を得て週1回弁当の宅配を行うとともに、安否確認を行うことにより、自立した生活を支援します。 ・給食サービス事業 おおむね75歳以上の方でひとり暮らし又は高齢者のみの世帯を対象に、婦人会などの協力を得て安定した食事を月1回提供します。 	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
41	高齢者長寿祝金給付事業	町内にお住まいの高齢者（満80歳、満88歳、満90歳、満99歳以上）の方に対し、その多年にわたる社会の発展への寄与と豊富な知識と経験を敬愛し、高齢者が生きがいを持てる健全で安らかな生活を送れること、また、その貢献に対し高齢者長寿祝金を贈呈し、長寿をお祝いします。	健康福祉課
42	軽度生活援助事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的として、外出時の援助、食事や食材の確保、家屋内の整理、整頓などの軽易な日常生活上の援助を行います。	健康福祉課
43	生活支援体制の検討（新規）	生活支援・介護予防サービス体制の整備のため、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO法人、社会福祉法人などによる多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに向けて検討を進めます。	健康福祉課
44	寝具類洗濯サービス事業	寝具類等の衛生管理のための洗濯及び乾燥消毒等のサービスを今後も引き続き実施し、事業の周知を図っていきます。	健康福祉課
45	買い物弱者支援事業の実施	在宅のひとり暮らしの高齢者で、要介護認定は受けていないものの日常生活上の援助が必要な方に対し、買い物支援を実施しています。町内の事業者の協力により移動スーパーによる販売を行っています。	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
46	外出移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス事業 公共交通機関や自家用自動車での外出が困難な高齢者や障害者の方に対し、閉じこもりを予防し、高齢者等の生活圏拡大を目的に、自宅から町内への外出を支援するための送迎サービスを行っています。公共施設だけでなく、通院、買い物、散髪、知人宅、駅・停留所等のお出かけに利用できます。 ・移動対策事業（移送サービス事業） 公共交通機関が使いにくく、歩行・移動に支障のある高齢者の移動手段の確保を行います。 	健康福祉課
47	タクシー助成事業（新規）	移動手段確保策として、町内のタクシー事業者の利用に対し、助成券を配布します。	健康福祉課
48	デマンド型タクシー事業	指定の場所から目的地（町内に限る）まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、安価な料金で応える公共交通サービスです。乗合のため、他にも同じ便に予約した利用者がいれば順番に回り、それぞれの目的地まで運行します。	総務課
49	交通カード事業	<p>運転免許証を返納した65歳以上の高齢者に対し、町営バスの無料利用カードを提供しています。</p> <p>70歳以上の高齢者を対象に、琴電が半額運賃で利用できるゴールドイルカを提供しています（平成29年10月開始）。</p>	総務課 健康福祉課
50	孤立化を防止する交通対策の推進（新規）	<p>事業者の協力を得ながら、電車、バス、タクシーの維持・確保に努めるとともに、利便性の向上に努めます。</p> <p>介護保険や障害者総合支援法、その他一般福祉サービスでの既存の移送支援サービスの活用促進を図ります。</p>	総務課 健康福祉課

(2) 家族介護者への支援

介護離職を防ぐとともに、家族介護者の様々な負担を軽減できるよう、各種施策を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
51	家庭介護者の相談支援の充実（新規）	<p>介護者の心身の負担について、地域包括支援センターを中心に相談を受け、介護に関する知識・技術の習得などの支援体制を整備します。</p> <p>また、介護離職を防ぎ、就労継続を支援する視点から、特に認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度の理解など、認知症高齢者の家族介護者の支援の充実に努めます。</p>	健康福祉課
52	家族介護者慰労事業	<p>寝たきり老人等を、介護サービス等を利用せずに1年間在宅で介護している介護者に対して、家族介護慰労金を支給しています。今後も、継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
53	在宅寝たきり老人等おむつ手当給付事業	<p>町内にお住まいの65歳以上の要介護3以上の方で、在宅で寝たきりの状態又は重度の認知症の状態が継続しており、常時おむつを必要としている方に日常生活を支援するため、おむつ手当（年額6万円相当のおむつ券）を支給します。</p>	健康福祉課
54	在宅寝たきり等老人介護手当支給事業	<p>町内にお住まいの65歳以上の要介護3以上の寝たきり又は重度の認知症の状態の方を在宅で常時介護し、保健師やホームヘルパー等の介護支援を受けている家族の方に対し、在宅福祉サービスの利用を促進し、家族の介護に対する負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。</p>	健康福祉課

(3) 地域福祉の推進

福祉に関わる問題について啓発・広報を進め、高齢者が地域社会で暮らしやすい環境づくりを進めていきます。

通番	事業名	内容	関係課
55	地域での福祉教育の充実	地域全体で福祉教育に取り組んでいくため、教育・福祉関係者、地域住民などが連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉について学べる環境づくりを推進します。	健康福祉課
56	福祉の啓発・広報	町及び町社会福祉協議会などの広報紙や防災無線により情報の提供に努めるとともに、民生委員・児童委員、地区健康推進員等による身近な相談に応じながら、わかりやすい情報の提供に努めます。	健康福祉課

2 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

(1) 住環境の整備

住宅のバリアフリー化等を推進し、高齢者向けの住環境を整備していきます。

通番	事業名	内容	関係課
57	在宅生活の継続支援	<p>要介護状態になっても住み慣れた自宅で暮らせるよう、段差の解消、手すりの設置など、住宅のバリアフリー化や車いすなど福祉用具のサポートなどの役割が重要であり、介護保険制度等により、こうした支援に努めてきました。</p> <p>地域包括支援センターや居宅介護支援事業所による相談機能の強化を図りながら、こうした制度の利用促進に努め、在宅生活の継続を支援していきます。</p>	健康福祉課
58	多様な暮らしの場の整備	<p>介護保険対象の施設については、需給の均衡を図りながら整備を促進します。また、住宅改修について、高齢者が居住しやすい住宅に関する相談の充実を図ります。</p> <p>公営住宅整備の際は、高齢化社会に対応した人にやさしい住宅づくりの考え方を取り入れた公営住宅のバリアフリー化の推進に努めます。</p>	健康福祉課 建設課
59	避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及（新規）	<p>災害時に、地域で要介護者、障害者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など要配慮者を迅速・的確に支援できるよう、避難行動要支援者名簿の整備と定期的な更新を図るとともに、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるか等を定める個別支援計画の普及に努めます。</p>	総務課 健康福祉課

(2) 生活環境の整備

公共施設のバリアフリー化や防災体制の整備、交通安全の推進などにより、高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

また、交通手段や買い物などの日常生活の利便性を確保できる仕組みづくりを検討していきます。

通番	事業名	内容	関係課
60	生活環境の利便性の確保	<p>町役場等の公共施設をはじめ、公共性の高い施設における設備の整備やバリアフリー化を進めるなど、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めていきます。</p> <p>また、自宅での暮らしの継続を希望している高齢者が暮らしやすさを感じることができるよう、交通手段や買い物などの日常生活の利便性を確保できる仕組みづくりを検討していきます。</p>	総務課
61	防災体制の整備	<p>要配慮者の安全な避難・誘導・救助・救護等の体制づくりを進めており、避難所の整備、感染症対応を含めた避難所運営マニュアルの作成を進めています。また、避難行動要支援者名簿を作成しました。</p> <p>今後も、広域消防・消防団・自主防災組織などと連携して、防災意識の向上、避難・救助体制の確立、被災後の生活支援制度の充実に努めるとともに、日頃からの地域の見守り活動の強化など、さらなる支援体制の充実を図ります。</p>	総務課
62	交通安全の推進	<p>高齢者に対する交通安全教育の実施、高齢者運転免許証自主返納支援事業等、高齢者の交通安全の意識高揚や環境整備に努めます。</p>	総務課
63	消費者被害の防止	<p>高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、町や地域包括支援センター、社会福祉協議会が身近な相談窓口として対応にあたっています。県消費生活センターや警察などの関係機関との連携協力を図り、広報紙・パンフレットなど様々な媒体・機会を利用した情報発信により啓発を行うとともに、相談体制の充実を図ります。</p>	経済課

第3節 介護保険サービスが円滑に提供されるまち

介護保険制度の普及により、各種介護保険サービスは急速に整備され、多様化してきましたが、一方で利用者にはわかりにくくなっている部分もあり、サービス利用者への情報提供に努めます。

また、介護サービスの中心となる介護保険サービスを提供し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

1 介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 介護保険サービスの適正な利用

介護保険サービスの各種情報を様々な経路で提供し、また、利用にあたっての相談を受け付け、介護保険サービスの利用を支援していきます。

通番	事業名	内容	関係課
64	情報提供・相談・苦情処理体制の強化	サービスの質の確保・向上と、利用者へのサービス情報の周知を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、介護事業所の第三者評価・サービス情報公表の実施を促進します。 また、町民がより円滑にサービスを利用することができるよう、介護保険制度の認定からサービス内容に関することまで、介護相談員や各種関係機関の協力を得ながら、相談・苦情処理体制の強化に努めます。	健康福祉課
65	介護保険制度等の普及啓発	要介護認定をはじめ介護保険サービス、地域支援事業などについて高齢者やその家族等が理解を深められるように、ホームページをはじめ広報紙等多様な媒体や機会を活用して、制度の周知を図ります。	健康福祉課
66	利用者負担の軽減	・高額介護・介護予防サービス費の支給 要介護者等が1か月に支払った利用者負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を支給します。 ・高額医療・高額介護（介護予防）サービス費の支給 介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額になった場合は、限度額を超えた分を支給します。	健康福祉課

(2) 介護保険制度の適正化

介護認定審査やケアプランチェックなどを行い、介護保険サービスの適切な利用を促進します。

通番	事業名	内容	関係課
67	適正な要介護（要支援）認定の実施	<p>要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により要介護認定審査会で審査・判定します。</p> <p>認定調査員や認定審査会委員に対する研修を行い、公平・公正で適切な要介護等認定を実施します。</p>	健康福祉課
68	介護給付費等費用適正化事業の推進	<p>介護保険利用者への適切なサービス提供と介護保険料の円滑な運営のため、介護給付等の適正化事業に取り組めます。</p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査結果の点検 ・ケアプランチェック ・住宅改修等の点検 ・請求内容の縦覧点検、医療情報との突合 ・介護給付費通知 	健康福祉課
69	適切なケアマネジメントの推進	<p>利用者が、介護・福祉サービスを適切に利用するためにケアプランの点検やケアマネジャー研修等を通じて介護支援専門員への支援を行い、適正なケアマネジメント活動を推進します。</p>	健康福祉課
70	介護保険制度と障害福祉サービスとの連携	<p>国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置づけられます。</p> <p>国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、連携を図り検討を進めます。</p>	健康福祉課

介護給付費等費用適正化事業の取組内容

① 認定調査結果の点検

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護（要支援）認定における認定調査の内容について、事後点検等を実施します。

② ケアプランの点検

介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成したケアプラン等の記載内容について、要介護認定データとケアプランを突合させるシステムを活用し、点検及び支援を行い、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

③ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

サービスの利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、改修内容等の事前審査や完了届による提出書類の点検を全件実施します。そのうち、改修費が著しく高額と考えられるもの、提出書類や写真からは現状がわかりにくいなど改修内容等に疑義が生じたケース等を中心に、現地調査による点検の実施を検討していきます。

また、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具の必要性や利用状況等について、点検の実施を検討します。

④ 請求内容の縦覧点検、医療情報との突合

介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うため、利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

また、医療と介護の報酬について重複請求の排除等を図るため、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

⑤ 介護給付費通知

適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図るため、本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

(3) 介護現場の支援

今後も安定的に介護サービスを提供していくために、介護現場の支援が求められます。特に、介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保に努めるとともに、介護人材のスキルアップを促す研修会等の実施について検討していきます。

また、介護保険事業に係る届出文書の削減や ICT・介護ロボットの活用により、介護現場の負担軽減や生産性向上に繋がる取組を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
71	介護人材の確保に向けた取組の推進	初任者研修への助成や介護人材のスキルアップを促す研修の実施を検討し、町内の介護保険サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進していきます。	健康福祉課
72	文書の削減・見直し(新規)	指定更新や変更届に伴う、提出書類の削減や書式の見直しを行い事業所の事務負担の軽減を図ります。また、国の標準書式の活用も進めていきます。	健康福祉課
73	ICT・介護ロボットの検討(新規)	地域医療確保総合確保基金補助金の活用により、介護現場の負担軽減を図るため、介護現場における ICT 化や介護ロボットの導入を検討します。	健康福祉課

2 介護保険サービスの提供

(1) 居宅サービスの提供

介護保険サービスの居宅サービスを提供し、高齢者が自宅などの住み慣れた環境での生活を支援してきます。

通番	事業名	内容	関係課
74	居宅サービスの提供	高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるように、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進します。 介護予防支援では、介護保険法の改正により通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行することから、その他の介護予防給付と組み合わせて、効果的な自立に向けた支援を行っていきます。	健康福祉課

(2) 地域密着型サービスの提供

認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護などを提供し、住み慣れた地域での生活環境の整備を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
75	地域密着型サービスの提供	認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などのサービスの提供により、住み慣れた地域での生活・介護を推進します。 ・介護保険法第117条第2項にかかる定員 認知症対応型共同生活介護：36人 地域密着型特定施設入居者生活介護：なし 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：なし	健康福祉課

(3) 施設サービスの提供

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を提供し、重度要介護状態の高齢者の生活環境の整備を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
76	施設サービスの提供	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等での介護保険サービスの提供により、地域での生活・介護を充実させます。	健康福祉課

第5章 介護保険事業量の見込みと給付費の推計

第1節 介護保険サービス量の見込み

介護保険サービス量（1か月あたり平均利用人数・利用回数）の見込みは以下の表のとおりです。

介護保険サービス量の見込み

【介護予防サービス】

単位：回（日）／人

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	
(1)居宅 サービス	介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	184.4	189.5	189.1	189.1
		人数	21	21	21	21
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	人数	5	5	5	5
	介護予防通所リハビリテーション	人数	95	96	96	97
	介護予防短期入所生活介護	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
人数		0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	人数	136	140	142	144	
特定介護予防福祉用具購入費	人数	1	1	1	1	
介護予防住宅改修	人数	3	2	2	2	
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	2	2	2	2	
(2)地域 密着型 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	5	5	5	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	
(3)介護予防支援	人数	190	195	196	199	

※厚生労働省「見える化システム」による推計値（以下同じ）。

【介護サービス】

単位：回（日）／人

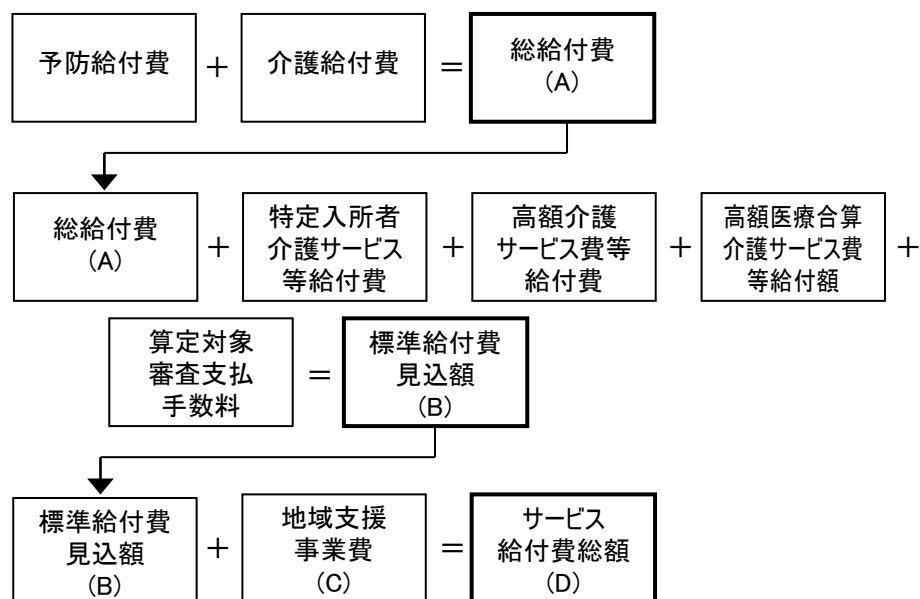
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	
(1)居宅 サービス	訪問介護	回数	3,914.8	3,909.0	3,949.7	3,866.4
		人数	215	215	215	211
	訪問入浴介護	回数	61.2	67.9	68.6	68.6
		人数	12	13	13	13
	訪問看護	回数	1,492.5	1,542.7	1,574.1	1,554.4
		人数	162	163	165	163
	訪問リハビリテーション	回数	67.1	59.2	67.5	67.5
		人数	13	12	13	13
	居宅療養管理指導	人数	205	209	210	207
	通所介護	回数	4,510.5	4,706.7	4,842.6	4,789.8
		人数	380	388	391	387
	通所リハビリテーション	回数	2,453.2	2,530.7	2,562.8	2,523.2
		人数	250	255	257	253
	短期入所生活介護	日数	1,683.3	1,744.4	1,796.0	1,786.0
		人数	92	92	93	92
	短期入所療養介護(老健)	日数	171.7	177.7	169.7	169.7
		人数	24	25	24	24
	短期入所療養介護(病院等)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
人数		0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
福祉用具貸与	人数	593	612	614	607	
特定福祉用具購入費	人数	4	4	4	4	
住宅改修費	人数	9	6	5	4	
特定施設入居者生活介護	人数	20	20	20	20	
(2)地域 密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回数	293.3	279.5	278.5	278.5
		人数	25	24	24	24
	認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	人数	16	16	16	15
	認知症対応型共同生活介護	人数	37	37	37	37
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	
(3)施設 サービス	介護老人福祉施設	人数	246	246	246	249
	介護老人保健施設	人数	120	120	120	122
	介護医療院	人数	6	6	6	10
	介護療養型医療施設	人数	14	14	14	
(4)居宅介護支援	人数	830	852	852	841	

第2節 介護保険給付費等の見込み

介護保険サービスの給付費総額は、介護報酬の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

以下の数式で算出した第7期介護保険事業期間（令和3～5年度）のサービス給付費総額は9,681,574千円（3か年分）となります。

介護保険サービス給付費総額の算出フロー



1 介護保険給付費の見込み

介護保険給付費の見込みは以下の表のとおりです。

介護保険給付費の見込み

【介護予防サービス】

単位：千円

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
(1)居宅 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	7,580	7,794	7,777	7,777
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	754	755	755	755
	介護予防通所リハビリテーション	41,589	42,087	42,087	42,332
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	11,604	11,942	12,111	12,288
	特定介護予防福祉用具購入費	294	294	294	294
	介護予防住宅改修	2,614	1,881	1,881	1,881
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,428	1,428	1,428	1,428
(2)地域 密着型 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,188	5,190	5,190	5,190
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援	10,088	10,360	10,414	10,574	
小計 I		81,139	81,731	81,937	82,519

【介護サービス】

単位：千円

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
(1)居宅 サービス	訪問介護	127,020	127,079	128,311	125,612
	訪問入浴介護	8,962	9,949	10,051	10,051
	訪問看護	85,731	88,410	90,337	89,186
	訪問リハビリテーション	2,158	1,905	2,173	2,173
	居宅療養管理指導	21,887	22,283	22,445	22,100
	通所介護	443,359	463,513	477,438	471,983
	通所リハビリテーション	249,412	257,356	261,289	257,405
	短期入所生活介護	173,071	179,356	185,038	184,155
	短期入所療養介護(老健)	21,857	22,716	21,604	21,604
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	105,431	108,899	109,628	108,241
	特定福祉用具購入費	1,825	1,825	1,825	1,825
	住宅改修費	7,175	4,660	3,945	3,230
	特定施設入居者生活介護	49,646	49,673	49,673	49,673
(2)地域 密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	33,909	32,263	32,171	32,171
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	35,456	35,476	35,476	33,858
	認知症対応型共同生活介護	115,037	115,101	115,101	115,101
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3)施設 サービス	介護老人福祉施設	765,946	766,371	766,371	773,915
	介護老人保健施設	403,072	403,296	403,296	410,295
	介護医療院	33,918	33,937	33,937	55,215
	介護療養型医療施設	47,203	47,229	47,229	0
(4)居宅介護支援	134,865	138,756	138,831	137,075	
	小計Ⅱ	2,866,940	2,910,053	2,936,169	2,904,868
総給付費(小計Ⅰ+小計Ⅱ)		2,948,079	2,991,784	3,018,106	2,987,387

2 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

標準給付費の見込み

【標準給付費】

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
総給付費(小計Ⅰ＋小計Ⅱ)※	2,948,079	2,991,784	3,018,106	2,987,387
特定入所者介護サービス費等給付額	91,742	80,765	80,811	80,393
高額介護サービス費等給付額	54,771	54,100	54,131	53,853
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,591	2,600	2,601	2,588
算定対象審査支払手数料	3,391	3,402	3,404	3,387
合計(標準給付費見込額)	3,100,573	3,132,651	3,159,054	3,127,607

※一定以上所得者負担の調整後の値。

3 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

地域支援事業費の見込み

【地域支援事業費】

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	62,990	63,184	63,216	62,926
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	17,427	17,427	17,427	17,427
包括的支援事業(社会保障充実分)	15,875	15,875	15,875	15,875
合計(地域支援事業費見込額)	96,292	96,486	96,518	96,228

4 サービス給付費総額

サービス給付費総額の見込みは以下の表のとおりです。

サービス給付費総額の見込み

【サービス給付費総額】

単位：千円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
標準給付費	3,100,573	3,132,651	3,159,054	3,127,607
地域支援事業費	96,292	96,486	96,518	96,228
合計(サービス給付費総額見込額)	3,196,865	3,229,137	3,255,572	3,223,835

第3節 第1号被保険者介護保険料の設定

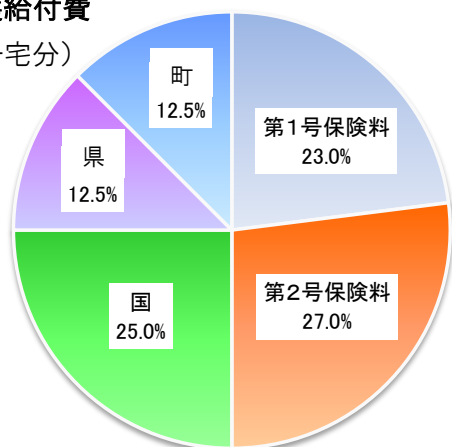
第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の各所得段階別の介護保険料は、以下のとおり見込みます。

1 介護保険財源の負担割合

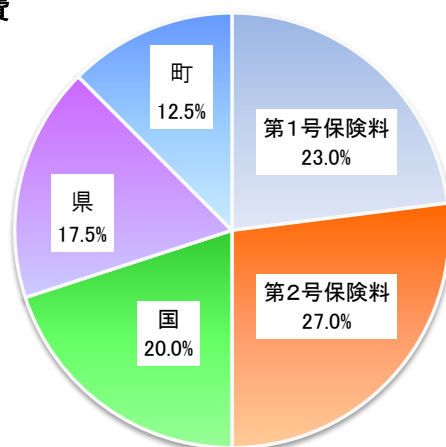
介護保険給付費等にかかる費用負担については、40歳以上の方が納める保険料で50%、国・県・町の公費で50%を負担します。また、保険料割合50%のうち、本計画期間の第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は23%、第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の負担割合は27%となっています。

このほか、高齢化や住民の所得の状況によって交付される調整交付金があります。

介護給付費
(居宅分)

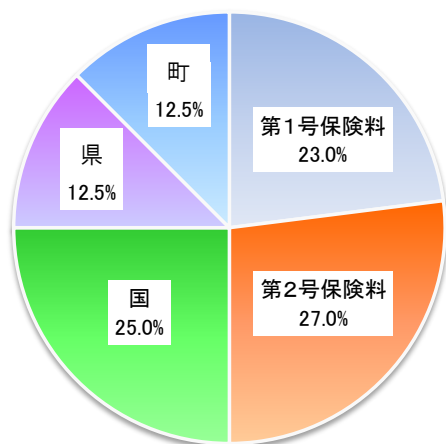


介護給付費
(施設分)



地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業分)

